国税庁レポート 2005

National Tax Agency Report

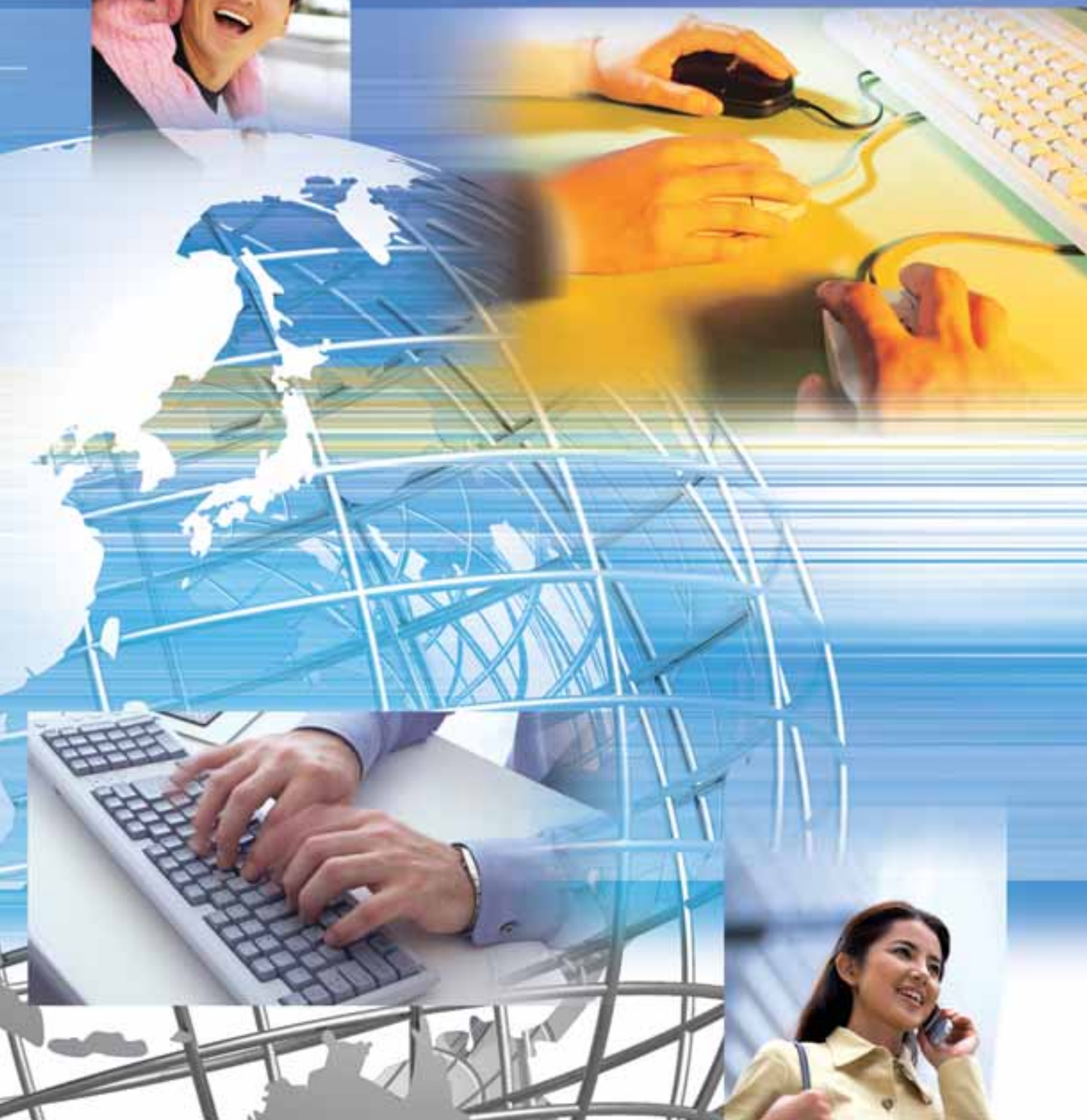

納税者の皆様へ

国税庁は、発足以来、納税義務の履行を適切かつ円滑に実現するという使命を達成するため、税務行政を推進してまいりました。特に、平成13年(2001年)の中央省庁等改革を契機として、担当する事務について、事務の実施基準などのルールを定め、公表いたしました。また、併せて、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することになりました。

こうした改革は、税務行政が納税者である国民の皆様から負託されたものであるという基本的認識に立って、

① 国税庁の使命、実績目標、施策等を国民の皆様に明らかにし、説明責任を果たすこと

② 事務全般について、客観的に実績を評価することにより、効率的で質が高く、時代の要請に合った行政を目指すこと

③ 仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること

を目的としたものです。

現在、我が国は、かつてない速さで少子･高齢化が進んでおり、高齢化に伴い貯蓄率が著しく低下しています。また、経済のグローバル化により、個人や企業の国境を越えた活動が広がりを見せ、かつ、企業も家族もそのあり様が大きく変化しています。他方、財政状況が悪化するとともに、今後社会保障に要する費用の増大が見込まれる中で、国民一人一人が、我が国をどのように支えていくのか、公共サービスと負担をどのように選択するのかを含めて、税のあり方、国のあり様を真剣に考えていただく時期に来ていると思います。このよ

うな観点から昨年、30年間続いてきた「税を知る週間」を見直し、「税を考える週間」に改称・実施しました。

また、私どもの執行する税務行政は、現在の厳しい定員事情の下で、年金課税の見直しや消費税の免税点の引下げなどに伴う申告者数の増加等、取り巻く環境はますます厳しくなっております。このような変化に的確に対応していくためには、善良な納税者には親切に対応する一方、悪質な納税者に対しては厳しく対処するとともに、税理士との関係では新書面添付制度の趣旨に沿った運用を行うなど、メリハリのある税務行政を行っていくことが肝要であると考えています。これにより適正・公平な税務行政を推進し、税務行政に対する国民の皆様の理解と信頼を得てまいりたいと思います。

この「国税庁レポート 2005」は、このような国税庁の取組みについて、納税者に分かりやすく説明するために作成したものです。編集にあたっては、

① 国税庁は今後どのような方針で税務行政を推進しようとしているのか

② 現在の税務行政で改善すべき点は何か

に重点を置いてご説明しています。

申告納税制度の下で、納税者が自発的に、かつ適正に納税義務を履行していただけることが、国税庁の使命を達成することにつながります。この「国税庁レポート 2005」が納税者の納税に対するご理解を深める一助になれば幸いです。

平成17年(2005年)6月

国税庁長官 大武健一郎

目次

page 1 納税者の皆様へ

page 5 国税庁の使命

主要な取組み事項

❶改正消費税法の定着に向けた取組み …… 8
❷電子申告等ITを活用した申告・納税の推進 …… 9
e-Tax
確定申告書等作成コーナー

page 11 申告納税制度

❶納税者サービス①
広報・相談・情報提供 …… 12
租税教育
説明会
税務相談室における税務相談
事前照会への回答

❷納税者サービス②
確定申告における利便性の向上 …… 14
自書申告の推進
e-Tax
確定申告書等作成コーナー
タッチパネル
閉庁日における申告相談の実施

❸適正・公平な税務行政の推進 …… 18
資料情報
的確な指導の実施
悪質な納税者に対する厳正な対応
広域的に事業展開する企業グループへの対応
国際的租税回避スキームへの対応
移転価格問題への対応
経済のIT化への対応（電子商取引への対応）
査察

❹確実な税金の納付 …… 25
自主納付体制の確立
滞納圧縮への取組み
納税コールセンター
効率的な債権債務の管理

❺税理士の役割 …… 27
書面添付制度の推進
税理士法違反行為への対応

❻関係民間団体との協調 …… 28
関係民間団体

page 30 国際化時代の税務行政

共通の課税ルールの整備
国際的な二重課税の防止
――租税条約に基づく相互協議の実施
国際的な租税回避への対応
――租税条約に基づく情報交換

page 35 権利救済

異議申立て
審査請求
訴訟
権利救済の状況

page 38 酒類行政の取組み

酒類産業の活性化のための取組み
経営活性化支援等
公正な取引環境の整備
独立行政法人酒類総合研究所との連携
社会的な要請への対応
免許の厳正・的確な審査

page 43 将来に向けた取組み

納税環境の整備
内部事務の基本的見直し
調査・徴収事務の基本的見直し
国税職員の職場環境の整備
業務・システムの最適化計画

page 48 資料編

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、さまざまな行政活動を行っています。そして、その活動のために必要な経費をまかなう財源が税金です。公共サービスが税金によって円滑に提供されるよう、日本国憲法は国民の義務の一つとして納税の義務を定め、国税庁は税金を徴収する権限を与えられています。

国税庁の使命は、納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現することにあります。国税庁では、国民から負託された責務を果たすために、租税教育や広報活動などの納税者が納税義務を理解し実行することを支援する活動（納税者サービス）、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対しては、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正する活動（適正・公平な税務行政の推進（コンプライアンス[1]の維持・向上））により、内国税の適正かつ公平な賦課・徴収の実現を図っています。併せて、酒類業の健全な発達ならびに税理士業務の適正な運営の確保に努めています。

国税庁は、これらの取組みにあたっては、その責務について納税者である国民の理解と信頼を得ることが重要であると考えています。（「国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令」（資料編54ページ）参照）

1 納税者が高い納税意識を持ち、法律に定められた納税義務を自発的にかつ適正に履行すること。法令遵守。

国税庁の予算と定員

（単位：人、千件、％）

年　度	昭和50年（1975年）	平成9年（1997年）	平成16年（2004年）	（参考）平成16年/昭和50年
定　員	52,440	57,202	56,239	107.2
①所得税確定申告数	7,327	20,023	(21,390)	291.9
②法　人　数	1,482	2,793	(2,920)	197.0
③物品税課税場数	117	—	—	—
④消費税課税事業者数	—	2,521	(2,533)	—
①+②+③+④	8,926	25,337	26,843	300.7

（注）・④は消費税課税事業者等届出書提出件数です。
・かっこ書きは平成15年（2003年）計数です。
・（参考）は、昭和50年（1975年）を100とした時の平成16年（2004年）の数値です。

平成16年度（2004年度）の国税庁予算額は7,176億円で、その大半を人件費が占めています。近年はKSKシステム（国税総合管理システム）をはじめ、IT関連費の比率が高まっていて、特に事務の効率化や納税者サービスの向上に重点を置いています。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台で推移しました。その後、平成元年（1989年）に消費税が導入されたこと等に伴い定員が増加しましたが、平成9年（1997年）をピークに減少し、平成16年度（2004年度）末現在では5万6,239人となっています。

国の収入と税

●国の収入（一般会計歳入）

平成15年度（2003年度）一般会計歳入（決算額）

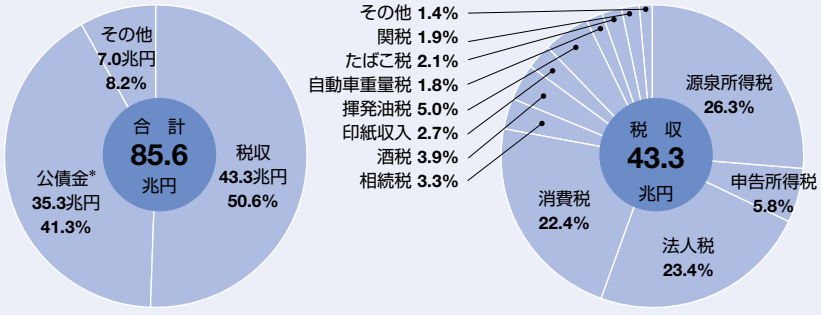

＊公債金は、公共事業費などをまかなうために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、すべてが将来返さなければならない借金です。

●国の歳出

平成15年度（2003年度）歳出（決算）

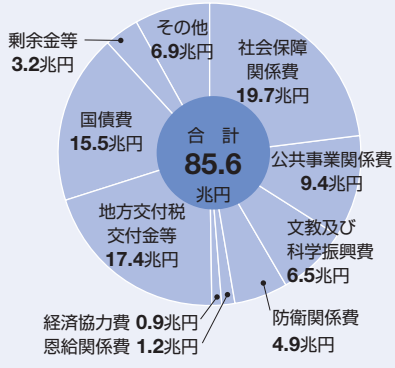

平成15年度（2003年度）の国の収入（一般会計歳入）は年間85兆6,000億円です。そのうち43兆3,000億円が税による収入で、そこから税関や郵政事業庁（現日本郵政公社）からの税収・印紙収入分を除くと、国税組織の税収分は38兆1,000億円となります。つまり、国税庁は税による収入のおよそ88%を徴収していることになります。

また、所得税、法人税、消費税で税収分の約80%を占めています。

国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局（沖縄国税事務所）があり、全国524の税務署があります。

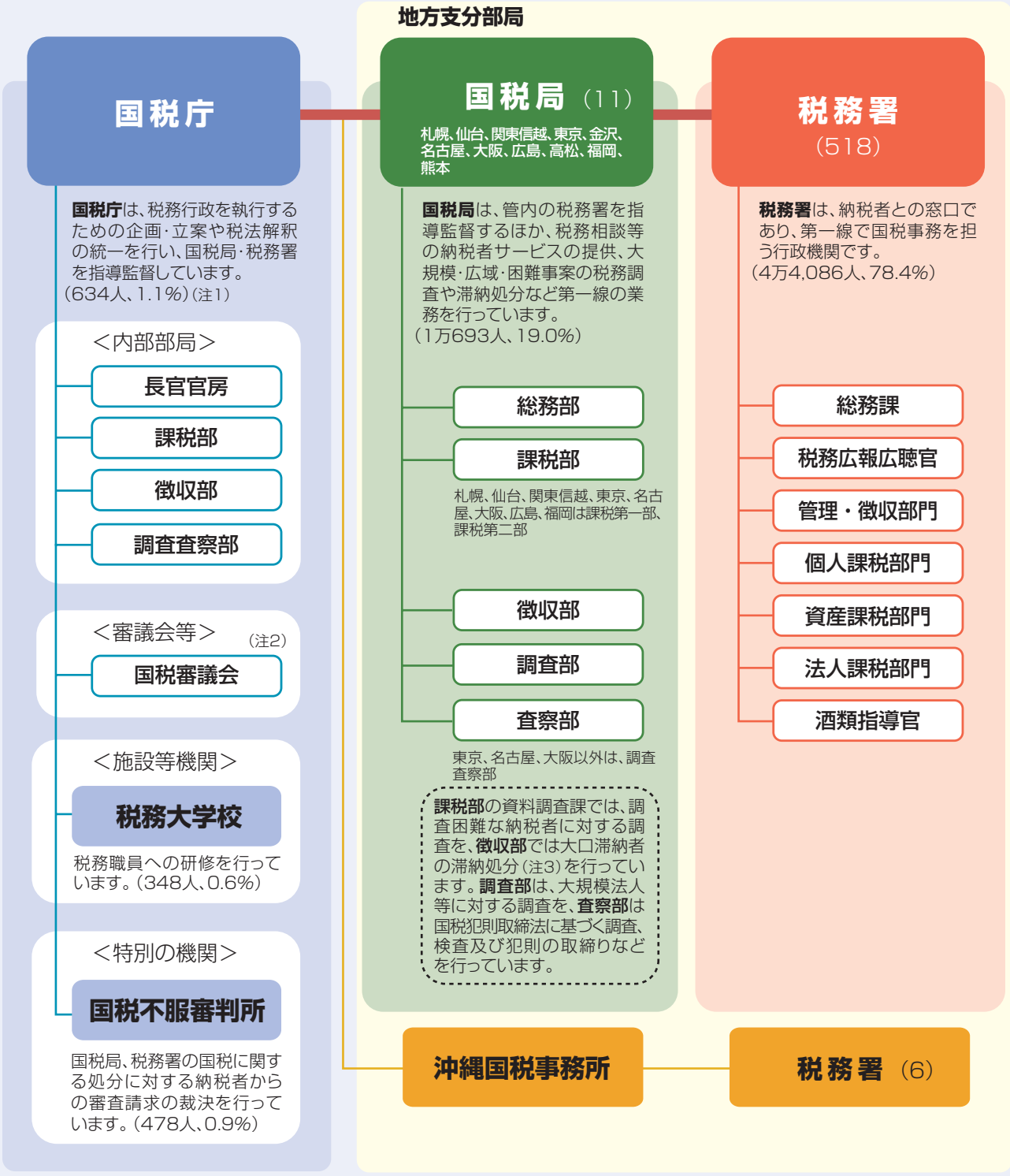

（注1）%は、定員に占める割合を示しています。

（注2）国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官が意見を求めた事項の調査審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議、③酒類の表示基準等の制定等を審議しています。

（注3）税金が納期限までに納付されないと、その税金は滞納となります。滞納となった場合には、国税の徴収を図るために納税者の財産を差押え、財産の公売や債権の取立てによって金銭に換え（換価）、この金銭を税金に充てる（配当）という手続きが行われます。この一連の手続きが滞納処分です。

主要な取組み事項

平成16事務年度（平成16年7月～平成17年6月）においては、特に、改正消費税法の定着に向けた取組み及び電子申告等ITを活用した申告・納税の推進を行いました。

1 改正消費税法の定着に向けた取組み

平成15年度（2003年度）の税制改正により、消費税に対する納税者からの信頼性、制度の透明性を高める観点から、事業者免税点制度[1]の適用上限の3,000万円から1,000万円への引下げ、簡易課税制度[2]の適用上限の引下げなどの改正が行われました。これらの改正は平成16年（2004年）4月1日に実施され、個人事業者については平成17年（2005年）分、法人の事業者については平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用されています。国税庁は、この改正消費税法の対応を税務行政の最重点課題の一つと位置付け、制度の円滑な定着に向けて広報、相談、指導といった各種施策を重層的に実施しています。

特に、事業者免税点の引下げにより、個人・法人を合わせて約180万の新たな課税事業者が生じることが見込まれていますが、その多くは事業規模の小さな個人事業者となっています。国税庁では、こうした事業者の方々にまずは消費税法の改正内容を知っていただき、課税期間が始まる平成17年1月からの記帳や書類の保存を適正に行っていただけるよう各種媒体を活用した広報、説明会の開催、記帳の仕方の説明や記帳指導機関の紹介などを行っています。また、関係民間団体の皆様には取引先の事業者の方々に記帳の必要性などを周知していただく、「一声運動」の推進をお願いしています。

国税庁は、今後も引き続き、制度の周知、説明会の開催、期限内に納付を行っていただくための納税資金の積立や振替納税の利用を推進するなど、新たに課税事業者となる方々が平成17年分の確定申告期において消費税の申告と納税を適正に行っていただけるよう、広報・相談・指導といった各種施策のきめ細やかな実施に努めていくことにしています。

消費税改正についてのリーフレット

消費税の免税点の引下げに伴う課税見込者数（平成16年12月末現在）

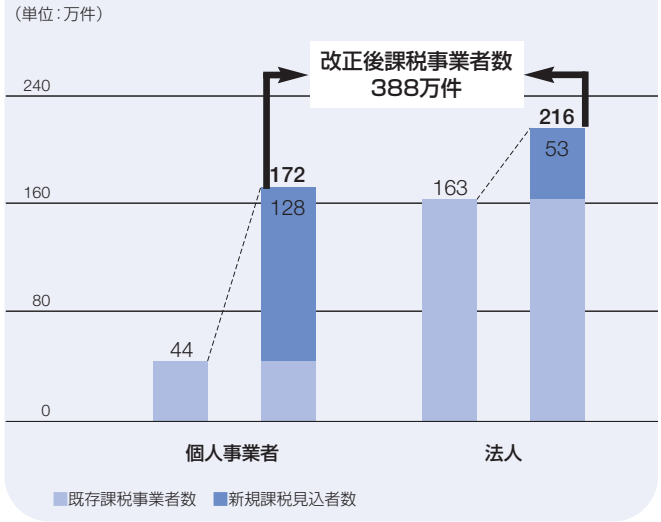

1　事業者は消費税の納税義務がありますが、消費税が課税される売上高が1,000万円（改正前3,000万円）以下の事業者は納税義務が免除されています。これを事業者免税点制度といいます。

2　消費税の納付税額は、売上に対する消費税額から仕入等に含まれる消費税額を控除して算出することが原則ですが、消費税が課税される売上高が5,000万円（改正前2億円）以下の事業者は、売上に対する消費税額に業種に応じた一定の仕入率を乗じて簡易に消費税額を算出することができます。この制度を簡易課税制度といいます。

2 電子申告等 ITを活用した申告・納税の推進

国税庁では、国税電子申告・納税システム（e-Tax）や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、情報技術（IT）を活用することにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減することに努めています（14ページ参照）。

●e-Tax

e-Taxは、申告や納税をオンラインで行えるシステムで、ITの活用などにより国民の利便性の向上と行政手続きの簡素化、効率化を目指す電子政府構築計画の一環として、開発・導入に取り組んできたものです。

e-Taxは、平成16年（2004年）2月から名古屋国税局管内において、所得税、消費税（個人）の申告について運用を開始し、3月には法人税、消費税（法人）の申告、納税、申請・届出等の一部について運用を拡大し、6月には運用地域を全国に拡大しました。そして、9月には利用可能な申請・届出等の手続きを追加するなど、システムの安定的な稼働を確認しつつ段階的に利用者や対象業務を拡大してきました。また、11月には納税者利便の向上の観点から、これまで利用者等の方々からご要望の多かった受付時間の拡大を行いました。更に、平成17年（2005年）4月には酒税、印紙税の申告についてもサービスを開始したところです。

e-Taxにより、申告、申請・届出等の手続きが自宅やオフィスに居ながらインターネットを利用して送信できるようになっただけでなく、金融機関や税務署の窓口に現金と納付書を持参しなければならなかった納付の手続きについても、自宅やオフィスからインターネットバンキングを利用して行えるようになりました。なお、e-Taxは、納税者の権利・義務に大きな影響を与えるものであり、税務情報という個人情報が含まれているため、納税者の信頼を得られるようシステムの安全性について引き続き最善の策を実施していきます。

e-Taxの利用にあたっては、本人確認を厳格に行うため、事前に開始届出書を提出する必要があること、適正な課税の観点から第三者の作成した証明書については

e-Tax開始届出書提出件数

（平成17年4月8日現在）（単位：件）

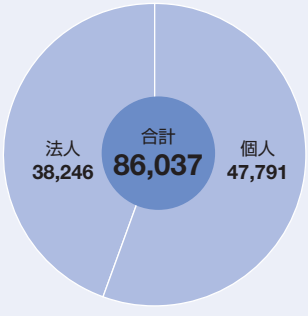

e-Taxを利用した申告等の件数

（平成17年3月31日現在）（単位：件）

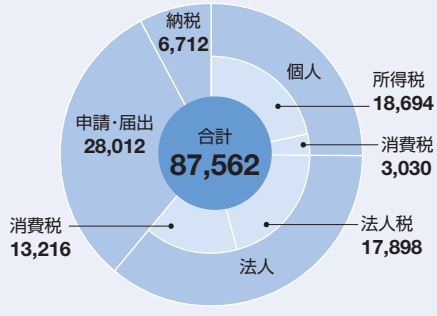

書面の原本を税務署に別途送付する必要があることなど、まだまだ納税者にご満足いただける水準に達していない部分もあります。今後、より多くの納税者に利用していただくため、システムの安全性にも配慮しながら、更なるシステムの機能や運用の改善に取り組むとともに、普及のための広報を通じて、利用の定着を図っていきたいと考えています[1]。

●確定申告書等作成コーナー

「確定申告書等作成コーナー」は、国税庁のホームページ上で、申告書や決算書等を作成できるシステムです。パソコンの画面上に示された手順に従って入力すれば、所得や税額が自動的に計算された申告書等が作成できます。パソコンに接続したカラープリンターで印刷すると、申告書としてそのまま提出できます。提出については、税務署に直接提出することも、送付することもできます。また、e-Taxへのデータ引継機能もあり、作成した申告書をe-Taxで提出することも可能です。

平成14年分(2002年分)の確定申告期に導入して以来、アクセス件数は年々増加しており、平成16年分(2004年分)の確定申告期では、約1,024万件となりました。

このシステムは、自宅での自書申告の促進に資するだけでなく、e-Taxへのデータ引継機能を備えていることから、e-Taxの利用への足がかりになると考えられます。

「確定申告書等作成コーナー」が更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるシステムにしていきたいと考えています。

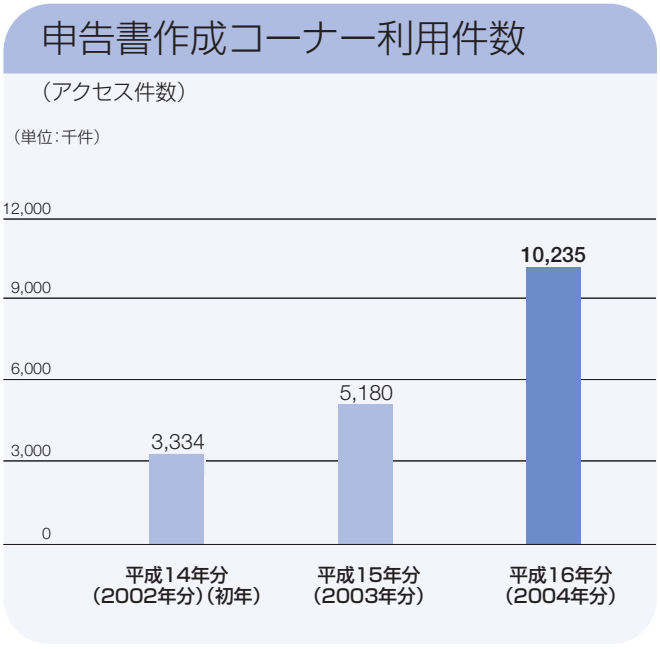

e-Taxを紹介したリーフレット

e-Tax体験版画面

1 金融機関等のシステムや認証基盤の整備及び普及を前提として、国税庁では、e-Taxの普及の目安として、平成18年度(2006年度)における利用件数が、おおむね130万件(目安)になることを政策目標に掲げています。

申告納税制度

申告納税制度を支える二つの柱、「納税者サービス」と「適正・公平な税務行政の推進」

国の税金は、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付する申告納税制度を採用しています。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的です。

我が国においては、戦前は税務官署が所得を査定し、税額を告知するという賦課課税制度が採られていました。しかし、昭和22年（1947年）に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後、すべての国税に適用されるようになりました。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、法律に定められた納税義務を自発的に、かつ適正に履行すること（コンプライアンス＜法令遵守＞）が必要です。そこで国税庁は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義や税法の知識、手続きについての広報活動や租税教育、税務相談、確定申告における利便性の向上など、さまざまな納税者サービスの充実に努めています。

また、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと導いたりするためには、的確な指導と調査の実施が必要です。国税庁は、是正が必要な納税者に対して、的確な指導や調査を実施し、適正かつ公平な課税が実現するよう、適正・公平な税務行政の推進に努力しています。

昭和23年の確定申告の様子

現在の確定申告の様子

広域還付申告センター

税務署における確定申告相談

1 納税者サービス① 広報・相談・情報提供

納税者に、自発的かつ適正に納税していただくためには、あらゆる機会を通じて、納税の義務をご理解いただくことが何よりも重要です。また、税に関する情報を提供したり、税に関する疑問に答えたりすることも大切であると考えています。

具体的には、納税者だけでなく広く国民各層に対して、税の意義や役割、税の仕組み等さまざまな情報を各種の説明会やテレビ、新聞のほか、税務署や市町村の窓口に用意したパンフレットといった、各種広報媒体を通して提供しています。また、最近では国税庁のホームページで、税に関する情報を公開するなど、税に対する知識が得られやすい環境の整備に努めています。

このため、納税者が知りたい情報をいつでも必要な時に入手でき、その内容も納税者の視点に立った分かりやすい表現にするとともに、納税者の意見を反映させ、統一的な広報を行うといった目標を立て、実施しています。

●租税教育

将来の日本を支える児童・生徒に対して、税金や納税の意味、役割などについて知識を深めてもらうため、学校教育の授業の中に租税教育が組み込まれるよう教育関係者に働きかけています。

具体的には、国、地方公共団体、教育関係者からなる租税教育推進協議会などを設置し、租税教室の開催や租税教育用副教材等を作成・配付することにより、租税教育を推進しています。また、税務署見学や税の体験学習を希望する学校のために、租税教育専用の常設施設を一部の税務署に設置しています。例えば、東京上野税務署にある「タックススペースUENO」（税の体験学習コーナー）では、児童・生徒が自ら税に関する課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育てる場を設けています。

タックススペースUENOの風景

国税庁ホームページ「税の学習コーナー」

●説明会

国税庁は、税制改正の内容などを納税者に伝えて、理解を深めていただくための説明会を開催しています。全国の税務署において、確定申告や青色申告を行う方の決算書作成のための説明会、源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、税に関する情報提供を行うためのさまざまな説明会を開催しています。税に関する手続きを行う上で必要な情報が、必要な時期に提供できるよう、それぞれの説明会を適時に開催しています。

各種説明会の開催回数・参加人員

（平成16事務年度（2004事務年度）上半期）

（単位：回、千人）

	各種説明会	うち　改正消費税法説明会
開催回数	24,028	9,113
参加人員	1,312	252

税務相談室における税務相談の状況

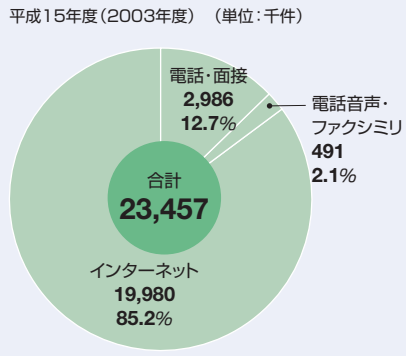

●税務相談室における税務相談

国税庁は、納税者の税に関する疑問・相談に答えるため、税務全般について経験豊かな税務相談官などを全国の税務相談室に配置して電話や面接により税務相談に対応しています。また、東京、名古屋、大阪の各国税局の税務相談室には、外国人のための英語による税務相談窓口を設けています。更に、税務相談室における電話・面接による相談に加え、インターネット、電話音声、ファクシミリによる情報提供「タックスアンサー(税金相談)」も行っています。インターネットURLは「http://www.taxanswer.nta.go.jp」です。電話音声・ファクシミリの電話番号やコード表は、お近くの税務署・市区町村の窓口で入手できます。

●事前照会への回答

国税庁は、通達の公表や税務相談室における税務相談などを通じて、一般的な税法の解釈・取扱いについての情報を提供しています。また、納税者が実際に行う取引への税法の具体的な適用について不明な点がある場合には、税務署などに問い合わせすれば口頭で回答しています。

事前照会に対する文書回答は、納税者サービスの一環として、個別の取引、事実等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会に対する回答を文書により行うとともに、その内容を公表する手続きとして、平成13年(2001年)9月に導入されました。

導入当初は、特定の納税者の個別事情に係る事前照会については回答の対象外でしたが、納税者が自己が行おうとする取引などについて、税法の適用の予測が一層向上するよう、平成16年(2004年)3月以降、特定の納税者の個別事情に係る事前照会についても、濫用の防止等のための要件に該当しない限り対象とすることにしました。同時に、同一の業種・業態等に共通する一般的な照会については、一定の要件の下に、同業者団体等からの照会に対し一般的な回答を行うという手続きも導入いたしました。

新しい文書回答手続きの下では、従来対象とならなかった個別性の強い新たな取引や中央省庁からの照会に対し、積極的に回答しており、この結果、文書照会の件数は最近大幅に増加しております。

認定NPO法人制度への対応

少子・高齢化、社会の多様化が進展する中、NPO法人(特定非営利活動法人)等による民間非営利活動の役割がますます高まってきています。こうした状況の下、NPO法人の活動資金を外部から受け入れやすくしてNPO法人の活動を支援することを目的に、平成13年度(2001年度)の税制改正でNPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたNPO法人(認定NPO法人)に対して行った寄附について、寄附金控除等の対象とする税制上の特例措置が創設されました。

その後、平成14年度(2002年度)、平成15年度(2003年度)の税制改正で認定要件の緩和等が行われてきましたが、NPO法人を取り巻く状況にかんがみ、平成17年度(2005年度)の税制改正でも更なる認定要件等の緩和が行われたところです。

国税庁では、当該特例措置の適正かつ円滑な執行を図るため、申請手続きや認定要件を解説した手引きやパンフレットの配布及び認定NPO法人名簿の国税庁ホームページへの掲載を行うとともに、全国の国税局及び沖縄国税事務所に申請に関する相談窓口を設置しています。

2 納税者サービス② 確定申告における利便性の向上

平成16年分（2004年分）の所得税の確定申告を行った申告者数は2,167万人となり、国民の6人に1人が確定申告を行っていることになります。特に、還付申告者数は、1,000万人を超え、確定申告の半数以上を占めています。

国税庁は、所得税の申告者数の増加、多様化に対応して、納税者の満足度を高めるため、申告に関連するコストをできるだけ小さくするとともに、従来にない良質なサービスを提供するように工夫しています。

●自書申告の推進

自書申告とは、納税者が自ら申告書を記入、作成して税務署に提出することです。申告納税制度の原則からいっても、納税者が税の仕組みを理解し、自ら納税することは非常に重要であり、申告相談などの際にも自書申告をすすめています。自書申告を一層定着させるため、平成13年分（2001年分）の確定申告から申告書の様式を全面的に改訂し、記載事項を簡素化しました。

今後、確定申告の件数が一層増加することが見込まれていますが、より多くの納税者が自発的かつ適正に確定申告を行えるよう、e-Taxの導入や国税庁ホームページ上の確定申告書等作成コーナーの開設、タッチパネルの活用等、自書申告を容易にするためのさまざまな工夫を積極的に行い、申告相談の必要な納税者には、より満足度を高めていただけるよう努めるとともに、限られた定員で申告事務を効率的に処理し、徴税コストを抑制することは重要なことであると考えています。

確定申告書（A）の様式

●e-Tax

平成16年分（2004年分）の確定申告期は、e-Tax（電子申告・納税システム）の全国拡大後初めての確定申告期であり、多くの納税者が集中的に利用される時期でもあることから、納税者の信頼を得られるようシステムの安全性について最善の策を実施しました。また、利用者から要望の多かった受付時間の拡大については、平日は、通常期よりも終了時間を2時間延長し、午前9時から午後11時までとし、更に、日曜日にも受け付ける（午前9時から午後9時まで）こととしました（9～10ページ参照）。

●確定申告書等作成コーナー

前述の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16年分(2004年分)の確定申告期には、納税者から寄せられたご意見やご要望を受けて、消費税確定申告書や青色申告決算書等の作成機能の拡充を図りました（9～10ページ参照）。

消費税等の確定申告書作成コーナーの画面

●タッチパネル

税務署に設置しているタッチパネル方式による自動申告書作成機は、e-Taxや確定申告書等作成コーナーをご利用にならない方でも、銀行のATMのように画面上の表示に従ってパネルに触れていけば、簡単に申告書が作成できるものです。タッチパネルの計算機能を利用すれば、所得や税額の計算方法が分からない方でも、簡単に申告書を作成することができます。タッチパネルは、今や税務署における自書申告の中心的な手段となっており、相談窓口の混雑緩和を含め、納税者サービスの向上につながっています。

タッチパネルは、平成10年分（1998年分）の確定申告期から導入し、初年度は全国に設置した1,260台のタッチパネルで42万件の申告書が作成されました。平成16年分（2004年分）の確定申告期の設置台数は4,756台であり、申告書の作成件数は407万件（申告書全体の約2割）に達しています。

タッチパネル利用件数の推移

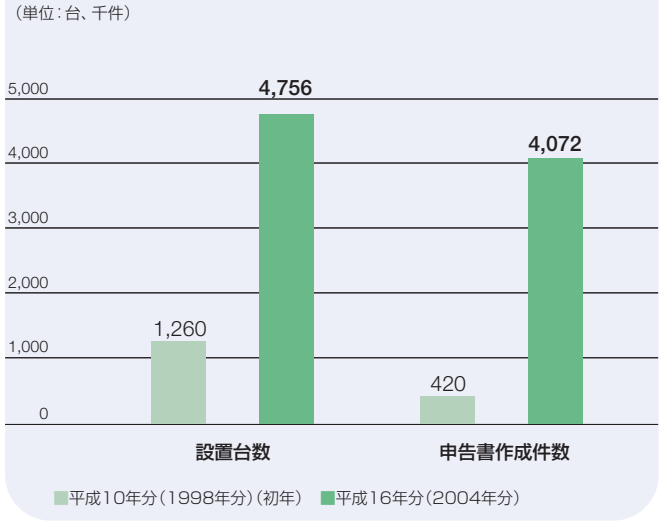

タッチパネルで確定申告書を作成する様子

確定申告件数の増加

平成15年（2003年）の税制改正により、消費税の事業者免税点の引下げ、老年者控除の廃止や公的年金等控除の変更が行われました。これらの改正は、平成17年（2005年）から適用されており、平成17年分の確定申告に際しては、新たに個人事業者の消費税申告が約128万件、年金受給者の所得税申告が約170万件増加すると見込まれています。

国税庁では、こうした申告件数の増加に対して、ITの活用等により申告事務を効率的に処理するよう努めることとしているほか、今後も引き続き、制度の周知や説明会の開催など、新たに申告される方が平成17年分の確定申告期に申告と納税を適正に行っていただけるよう、広報・相談・指導といった各種施策のきめ細やかな実施に努めていくこととしています。

地方税当局との協力

地方税の中には、対象となる納税者や税の仕組みが国税と共通しているものがあることから、納税者の申告手続きの簡略化を図るために、制度面や執行面において、国税（当局）と地方税（当局）との間で緊密な連携を図っています。

例えば、制度面では、所得税の申告をした納税者は、地方税である個人事業税や個人住民税の申告をしなくても済みます。また、消費税と地方消費税の申告等も同一の手続きで行うことができます。執行面では、多くの市区町村で所得税の申告の相談などを行っています。このほか、国税当局と地方税当局が共同して、申告説明会の開催や税務広報を実施しています。

こうした執行面の相互協力は、国税当局と都道府県・市区町村の各地方税当局との協議に基づいて実施されていますが、現状では協力状況にかなり地域差があります。国税当局としては、都市部を中心とした地方税当局に対して、納税者サービスの向上のため、より緊密な相互協力関係を要請していきたいと考えています。

●閉庁日における申告相談の実施

「申告相談が平日だけでの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、平成15年分(2003年分)の確定申告期において、確定申告期としては初めて、2月の日曜日に2回、確定申告の相談・申告書の受付などを行いました。

平成16年分(2004年分)の確定申告期においては、前回の実績等も踏まえて、実施する署の見直し等を行い、平成17年(2005年)2月の日曜日に2回、全国211署、3合同会場、2広域申告相談センターにおいて、確定申告の相談・申告書の受付などを行いました。

今回の2日間のアンケートの結果、サラリーマンを中心に医療費控除、住宅ローン控除などの相談が多く、利用された納税者からは好意的な声を寄せていただき、高い評価を受けています。

今後の対応については、平成16年分(2004年分)の実績を十分検討して、平成17年分(2005年分)の確定申告までに公表したいと考えています。

平成16年分(2004年分)確定申告のポスター

還付申告・更正の請求

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が年間の所得について計算した税金の額より多いときは、還付申告をすることによって、納め過ぎた税金が戻ってきます。[1]

また、計算に誤りがあったために納税額を過大に申告した場合など、既に行った申告について、税額が多すぎた場合や還付金が少なかった場合には、更正の請求[2]をすることができます。

国税庁では還付申告や更正の請求に対し、関係法令を適正に適用し、適正かつ迅速な処理に努めています。

災害などにあった場合

(1)災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、所轄の税務署長に期限の延長を申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

(2)地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。

(3)災害などにより、財産に相当の損失を受けた場合及び国税を一時に納付することが困難となった場合には、税務署長に申請をすることによって納付の期限を一定期間延長できる納税の猶予を受けることができます。

1 一定の要件に該当する場合には、還付加算金が加算されます。
2 更正の請求書に誤りの内容を記載した書面などを税務署に提出することにより行います。

閉庁日における申告相談の状況（アンケート結果）

回答数　61,285件

1. 職業

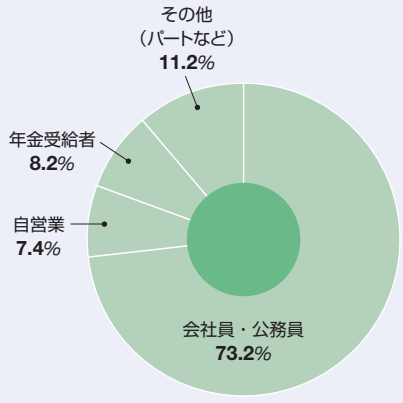

2. 申告相談の内容（複数回答可）

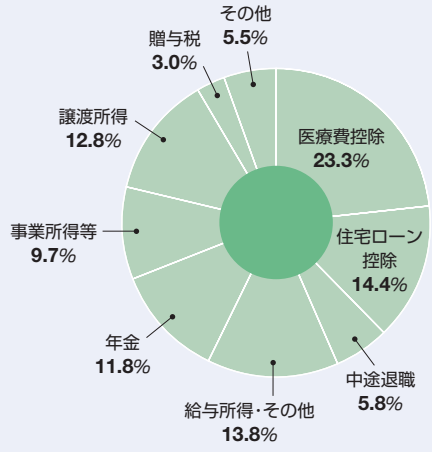

3. 日曜日に来署した理由

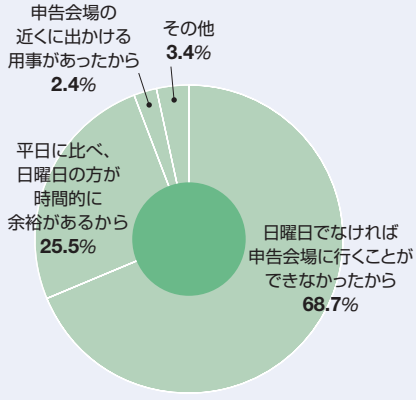

4. 閉庁日の申告相談の実施について

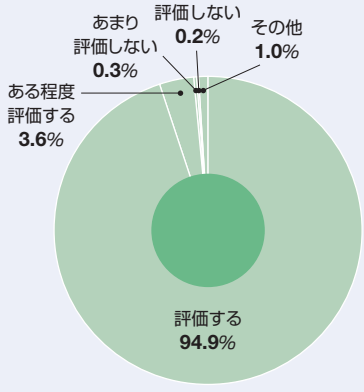

5. 来年の実施（2回と仮定）について、どの組合せが便利か

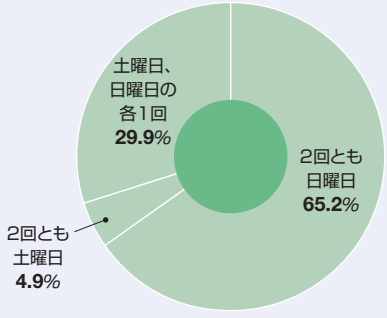

3 適正・公平な税務行政の推進

国税庁は、適正かつ公平な課税の観点から、税金の申告・納付に関して的確な指導を行い、特に不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、さまざまな角度から厳正な調査を実施するよう努めています。具体的には、国税総合管理システム（KSKシステム）を活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容などを、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象を選定しています。

●資料情報

国税庁は、現在、年間1億4,000万件程度の資料情報を収集し、これらの情報と申告に関係するデータをあわせて一元的にKSKシステムで管理し、的確な指導や税務調査に活用しています。

近年の経済取引の広域化、国際化、高度情報化などに対応するため、新しい取引形態に関する資料情報を積極的に収集し、開発しています。例えば、最近では、国際化の進展に伴う海外との取引の増加に対応し、海外の税務当局との間で情報交換を積極的に行い、海外取引に関係する申告の内容の点検に活用しています。

また、収集した資料情報のうち、裏取引や架空取引などを裏付ける情報や、個人や法人間の取引などに関する個別情報などは、調査に役立てています。

●的確な指導の実施

税務署は、申告が正しく行われているか、行った申告の内容が適切かどうかなど、資料情報などに基づいて点検を行っています。その結果、申告していないことや申告内容に誤りがあることが分かった場合には、電話や文書で修正申告などを求めます。これらに応じていただけない場合は、税務署長の権限により、更正[1]や決定[2]を行っています。

このような納税者との簡易な接触件数は、個人課税部門では年間約70万件に及んでいます。

●悪質な納税者に対する厳正な対応

申告納税制度を円滑に実施していくため、国税庁には税務調査を行う権限が与えられています。税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるものです。特に悪質な納税者に対する税務調査には日数を十分かけるなど重点的に取り組んでいます。

実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成15年分（2003年分）の申告所得税については

実地調査で把握した申告所得税・法人税の1件当たり申告漏れ所得金額

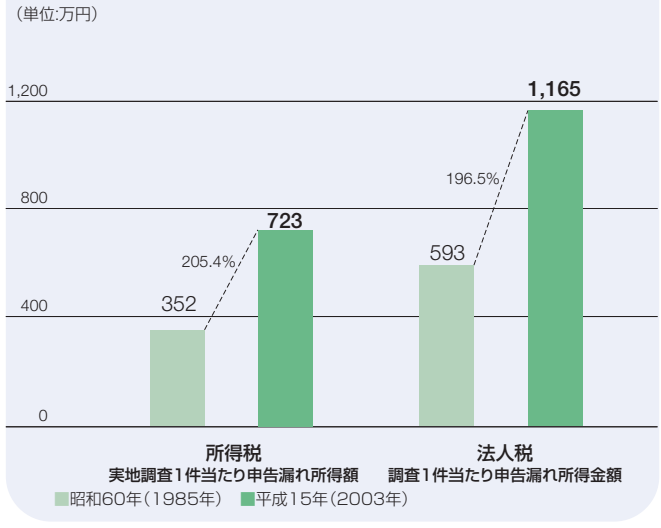

1 「更正」とは、申告などにより既に確定している税額などが過大あるいは過少である時に、国税庁がその内容を変更するために行う手続きをいいます。

2 「決定」とは、申告書を提出しなければならない者が、提出期限までに申告書を提出していないため、国税庁がその税額などを確定させるために行う手続きをいいます。

723万円、法人税については1,165万円となっており、これを昭和60年（1985年）の実績と比較すると、実地調査1件当たりの申告漏れ所得は増加傾向にあります。

このような調査実績を踏まえると、できるだけ調査件数を確保していくことが適正・公平な課税のために不可欠であると考えられます。申告が適正でないと認められる納税者を的確に選定し、調査することにより、悪質な納税者等に絶えず監視の目を光らせることは、善良な納税者の納税意欲を高め、広い意味での納税者に対するサービスにつながるものと考えています。

国税庁においては、適正かつ公平な課税を実現するため、納税者への適切な対応や納税者情報の厳正な管理等、さまざまな取組みを行い、円滑な調査の実施に努めています。

調査の事前通知

調査に際しては、納税者の都合をうかがうため、原則として、調査日時などをあらかじめ電話により通知しています。ただし、ありのままの事業実態等の確認を行う必要がある場合には、事前に通知は行っていません。なお、事前通知は、所得税の調査で約8割、法人税の調査で約9割について実施しています。

調査時の対応

税務調査のため、職員が納税者の住居や事務所にうかがう際には、写真入りの身分証明書などを提示して職員の身分と氏名を明らかにしています。その際、調査担当者に日々の取引を記帳している帳簿書類を提示していただき、申告内容や帳簿などに関する質問に対して正確に説明していただければ、税務調査は迅速かつ円滑に進みます。

また、調査を開始した場合は、納税者にかかる負担を少なくするため、できるだけ迅速に進めるよう努めています。

税務調査は、原則として、納税者本人の立会いの下に行います。なお、納税者は、税務代理を委嘱した税理士を税務調査に立ち会わせることができます。

調査終了時の対応

税務調査において申告内容に誤りが認められた場合は、納税者に申告の誤りの内容と納付すべき税額を説明し、修正申告や期限後申告をすすめています。修正申告等をした場合、その修正申告等に係る異議申立てや審査請求（35～37ページ参照）をすることはできません。また、納付すべき税額のほかに延滞税がかかります。更に過少申告加算税、無申告加算税または重加算税がかかる場合があります。修正申告等を勧める際には、「修正申告等について」という書面を用いて、これらのことについて説明を行っています。なお、納税者が修正申告等の勧めに応じない場合には、税務署長が更正等を行い、納税者のもとに更正通知書や決定通知書を送付しています。

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められなかった場合、次のような対応をとっています。

①修正申告等には至らないが、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録、保存に関して指導事項がある時には、その内容について説明を行っています。また、税務調査が終了したことを明確に伝えています。

②申告内容に誤りが認められず、かつ、指導事項もない時には、納税者に対して、「調査結果についてのお知らせ」という書面を送付しています。

情報の厳正な管理

税金の計算においては、収入や売上、経費の支払いなど納税者のプライバシーに触れる情報が必要となります。また、税務調査では、取引先に関する情報なども必要となる場合があります。こうした納税者のプライバシーや情報が簡単に漏れるようでは、納税者の国税庁への協力は期待できなくなり、円滑な調査に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役または3万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役または30万円以下の罰金）が課されることとなっています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する研修を行っています。また、お話をうかがう場所についても、プライバシーを配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

なお、平成17年（2005年）4月1日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等が施行されたことを踏まえ、国税庁の保有する納税者情報の厳正な管理についても一層の徹底を行っています。

加算税の取扱い及び延滞税の免除

適正な申告や納税を確保するため、期限内に正しい申告や納付をしていない場合、延滞税がかかります。更に、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税のいずれかがかかる場合があります。

●延滞税

納期限の翌日から2か月を経過する日まで	**年4.1%**（平成17年〈2005年〉の場合） ※金融情勢により変動することがあります。
納期限の翌日から2か月を経過した日以後	**年14.6%**

●加算税

期限内の申告の有無等	通常の場合	仮装等があった場合
期限内に申告したが税額が少なかった場合	**過少申告加算税（10%または15%）**	**重加算税（35%）**
期限内の申告がない場合	**無申告加算税（15%）**	**重加算税（40%）**

なお、納税者に帰すべき事由のない、正当な理由があると認められる場合は、過少申告加算税、無申告加算税または重加算税は課されません。

また、災害による納税の猶予を受けた場合や国税職員の誤った申告指導などによって、納税者が申告または納付することができなかったなど一定の要件に該当する場合には、その猶予期間に対応する延滞税の全部または一部を免除しています。

国税庁では、こうした加算税等が課されない場合の取扱いを定め、国税庁ホームページで公表しています[1]。

●広域的に事業展開する企業グループへの対応

企業は子会社や支店等を設立することによって幅広く事業展開を図っており、国税庁としては税務調査をどのように行うのか対応を迫られています。

企業グループを調査する場合、まず、グループの全貌を把握した上で、グループ間取引を利用して不正な税務処理等が行われていないか、十分な実態把握を行うことが非常に重要です。海外に設立された子会社等に関しては、国際課税上の問題を検討することが必要になって

1 加算税については、国税庁ホームページhttp://www.nta.go.jp/category/tutatu/jimu/jimu.htmを、
延滞税については、http://www.nta.go.jp/category/tutatu/kihon/tyousyu/general/mokuji.htmの「第63条関係　納税の猶予等の場合の延滞税の免除」をご覧ください。

きます。また、子会社等の実態を十分に把握するためには、現地の経済情勢や地域とのつながりなども貴重な情報になります。

平成14年(2002年)8月から連結納税制度が導入されましたが、連結申告を行っている法人グループも企業グループの一形態であり、こうしたグループ間取引の実態把握の必要性や現地情報の重要性などは基本的に同じです。

広域的に事業展開する企業グループや連結グループの調査に当たっては、親法人と調査必要度の高い子法人等について、全国の国税局・税務署のネットワークを活用して、緊密な連絡・調整を図りながら、全国規模で連携調査を行うなどの対応をとっています。

企業の事業展開の広域化は、国際化やIT化と並んで近年著しく進展しています。国税庁は、今後とも、企業グループや連結グループに対する調査を重要な課題の一つとして対応していきたいと考えています。

連結納税制度

我が国の企業の経営環境が大きく変化する中で、企業の競争力を確保し、企業活力が十分発揮できるよう、商法等において柔軟な企業再編を可能とするための法制等の整備が進められてきました。法人税法でも、平成13年度(2001年度)の税制改正で会社分割・合併等に関する税制の整備が行われました。更に、企業がグループとしての事業活動を展開し、企業開示が連結財務諸表を中心として行われる中で、平成14年度(2002年度)の税制改正で、連結納税制度が創設されました。

平成14年(2002年)8月から導入された連結納税制度は、企業グループをあたかも一つの法人として捉えて法人税を課税する新たな制度です。国税庁は、承認申請や連結申告などが適正に行われるように、事前照会への対応、承認申請の審査に係る事務処理体制を整備しています。また、連結グループに対する調査に当たっては、親法人所轄部署と子法人所轄部署、国税局の調査部と税務署の間で緊密な連絡、協調体制を確立して一体的な調査に努め、平成15事務年度(2003事務年度)においては79グループに調査を実施しました。

連結納税に係る承認申請の推移

(申請件数等累計)

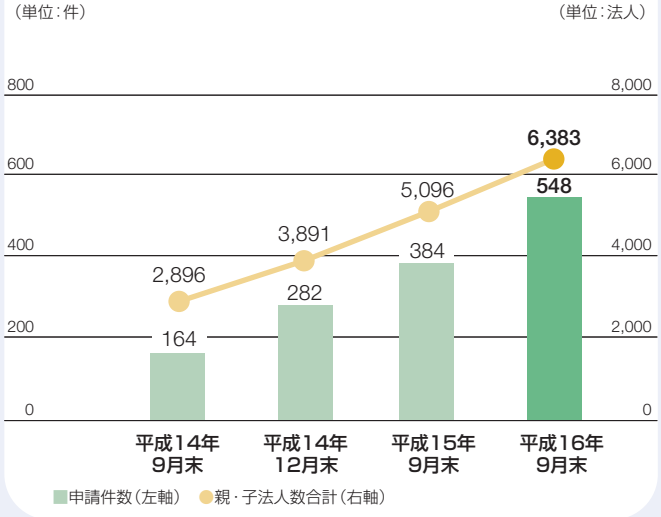

連結納税に関する申告状況

(平成15事務年度〈2003事務年度〉)

連結申告の状況	申告件数	239件
	黒字申告割合	20.1%
	申告所得金額	657億円
参考	個別所得金額	12,024億円

●国際的租税回避スキームへの対応

企業の国境を越えた事業活動の活発化に伴い、各国における税制の差異や租税条約での取扱いの違いを巧みに利用し、匿名組合契約、パートナーシップ[1]、LLC[2](Limited Liability Company)などのさまざまな事業体や新たな金融手法を駆使し、複雑に仕組まれたスキームを用いた国際的租税回避の動きが顕在化しています。

国税庁は、国際的租税回避スキームに対しては、適正・公平な課税を実現し、我が国の課税ベースが不当に侵食されることを防ぎ、スキームにより回避された税金を最終的に善良な納税者に負担させるということがないよう、税務調査等を通じて事実関係を的確に把握するとともに、証拠書類を収集して、適正な課税に努めています。

こうした国際的租税回避スキームに対処するためには、国際課税に関する専門的知識や調査ノウハウが必要となるため、各国税局において企業の国際取引を重点的に調査する国際税務専門官を増員するなど、調査体制の充実・強化に取り組んできました。最近では、国際課税問題が大企業から中小企業や個人の富裕層にも広がりを見せる中、平成14事務年度(2002事務年度)から、主要な国税局に「国際化対応プロジェクトチーム」を設置し、租税回避スキームの把握や実態解明を行うとともに、海外金融資産の保有などに関する情報の把握にも取り組んでいます。

また、国際課税分野における職員の能力を向上させるため、職員研修機関である税務大学校において、国際租税法や租税条約、デリバティブ[3]、語学などをカリキュラムに組み込んだ国際課税に関する研修を行うほか、各国税局においても、国際取引についての調査手法を中心とする実務に即した研修を行っています。

更に、現行税法の法解釈では対応できない租税回避スキームについては、課税ベースの逸失を防ぐ観点から、税制改正を要望しています。平成17年度(2005年度)の税制改正では、組合を利用した租税回避スキームに対処するための税制改正が行われました。

国際的租税回避スキームのタイプ

国際的租税回避スキームには、個々の企業や個人がその活動に合わせてスキームを組むオーダーメイド型スキームと、スキームを開発した者が不特定多数の企業や個人に販売する商品型スキームがあります。

オーダーメイド型スキームには、外国企業が我が国で事業活動や投資活動をするに当たり、租税条約の濫用目的で設立したペーパーカンパニーを通じて投資するなど、我が国の課税を免れようとする事例があります。

また、商品型スキームには、収入に比べて多額の減価償却費を先行計上することが可能な航空機リース取引を組合事業として行い、「節税商品」と称して高収益の中小企業や個人の富裕層に対して組合出資を募り、計算上の損失を分配する、という事例があります。

1 パートナーシップとは、「利益を目的に共同事業者として事業を行う2名以上の者の団体」をいい、主に米国において共同事業に広く利用されています。一般に、2名以上の無限責任を負うジェネラル・パートナーで構成される「ジェネラル・パートナーシップ」と、業務を執行する無限責任ジェネラル・パートナーと業務執行に関与しない有限責任リミテッド・パートナーで構成される「リミテッド・パートナーシップ」の2つに分類されます。

2 LLC(リミテッド・ライアビリティー・カンパニー)とは、米国各州が制定するLLC法に基づき、メンバーと呼ばれる有限責任の構成員のみで組織される会社をいいます。

3 デリバティブとは、債券、株式、為替、金利などの取引をベースとして先物、オプション、スワップなどの金融技術を組み合わせた新しい金融商品をいいます。

●移転価格問題への対応

企業活動の国際化によって、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野において重要になってきました。例えば、我が国の親会社が海外の子会社に製品を輸出する際、その価格を低く設定することにより所得の海外移転を生じさせるなどの事例です。こうした問題に対処するため移転価格税制が整備されています。

一方、移転価格の問題は、多国籍企業グループにおける関連企業間の取引価格の設定という取引の基本となる問題であると同時に、多国籍企業の経営方針にも関係します。また、一般的に移転価格調査は、適切な価格を算定するために多くの資料と時間が必要であり、移転価格課税の結果生じる二重課税の解決のために要するコストを考えると、この問題は企業に極めて大きな影響を与えることになります。

移転価格問題に関する最近の動向としては、我が国企業の製造拠点の海外移転の増加に伴い、例えば、本社機能を有する親会社から製造技術や製造ノウハウといった無形資産を製造子会社に供与するとともに、経営指導や業務管理などの役務の提供が行われるケースが見受けられるなど、製造子会社に供与される無形資産に係る適正な対価を授受する必要が出てきました。このような無形資産取引については、平成16年度税制改正で導入された取引単位営業利益法[1]（Transactional Net Margin Method：TNMM）の適用も視野に入れて、円滑な執行を図るためのノウハウの蓄積に努めています。

また、国税庁は、独立企業間価格の算定方法等に関し、法人の申出を受け、国税当局がこれに確認を与える事前確認制度（Advance Pricing Arrangement：APA）によって、移転価格税制に関する納税者の事務負担の軽減や予測可能性を確保し、本税制の適正・円滑な執行を図ることとしています。

●経済のIT化への対応（電子商取引への対応）

通信手段の高度化や通信料の低減によりインターネットの利用が急増し、仮想商店街などインターネットを通じた個人間取引が広く行われるようになってきました。

国税庁は、このような電子商取引の取引自体に関する情報収集と取引当事者の把握に努めるため、全国の国税局に「電子商取引専門調査チーム」を設置しています。このチームは電子商取引事業者等に対する情報収集を専門的かつ横断的に行い、収集した資料に基づいて税務調査を行ったり、調査手法等の開発や蓄積に取り組むとともに、各国税局・税務署の職員に対して、収集した資料や各種の調査手法等に関する情報を提供しています。

1 取引単位営業利益法（TNMM）とは、法人の営業利益率を同業種の法人の営業利益率と比較することにより独立企業間価格を算定する方法をいいます。

●査察

一般の税務調査は、原則として納税者の同意を得て行う、いわゆる任意調査です。しかし、不正な手段を使って故意に税を免れた納税者には、正しい税を課すほかに、反社会的行為に対して刑事責任を追及するため、犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づき検察官に告発し、公訴することを求めます。これを査察制度といいます。査察制度は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、申告納税制度を守る最後の砦として、重要な使命を担っています。

近年、経済取引の広域化、国際化、高度情報化などによって、脱税手段が複雑・多様化していますが、資料情報の充実・強化、効率的な調査展開などにより、大口で悪質な脱税者に対して、積極的な立件・告発に努めています。

平成16年度(2004年度)においては、210件の査察調査に着手し、152件を検察官に告発しました。総脱税額は約282億円、告発事件1件当たりの脱税額は1億6,200万円となっています。着手件数、処理件数、告発件数は前年度に比べ増加したものの、告発率、総脱税額、告発事件1件当たりの脱税額は減少しています。

平成16年度(2004年度)における脱税の手口としては、売上を故意に隠したり、原価を不当に高く計上したりといったものが目立っていました。また、海外取引に関連した脱税や、グループ法人で脱税していた事例なども見られました。

なお、平成16年(2004年)中に一審判決が言い渡された事件は171件で、すべての事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は15.3か月、罰金額は約2,700万円となっています。執行猶予の付かない実刑判決は11件出されました。実刑判決は昭和55年(1980年)以降、毎年言い渡されています。

査察調査の状況

年度	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
16	210件	213件	152件	28,224(24,680)百万円	133(162)百万円

(注)脱税額には、加算税を含む。

査察事件の判決の状況

年分	① 判決件数	② 有罪件数	②/① 有罪率	実刑判決人数	③ 1件当たり 犯則税額	④ 1人当たり 懲役月数	⑤ 1人(社)当たり 罰金額
16	171件	171件	100.0%	11人	111百万円	15.3月	27百万円

(注)1 実刑判決人数及び③～⑤は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。
(注)2 犯則税額とは、偽りその他不正の行為により免れた税額をいう。

4 確実な税金の納付

●自主納付体制の確立

申告した税金は、国庫に確実に納付されて初めて歳入となります。平成15年度(2003年度)は、税務署に申告された国税の課税額約47兆円に対し、年度内に納められた税金は約46兆円であり、その割合は約97.4%でした。

国税では、納税者が自ら申告し、その税額を自ら納付書に書き入れて申告期限までに納付することになっています。したがって、誤って納付期限を過ぎてしまうことがないよう広報に努めるほか、継続的に申告・納付を行う個人事業者の方には、預貯金口座からの振替納税が利用できることを案内しています。また、平成16年(2004年)からは、e-Taxによって自宅や事務所で国税の納付手続きができるようにするなど、納税者サービスの向上に努めています。

また、前回、期限を過ぎて納付した納税者には、次回の納付期限を文書で呼び掛けたり、誤って期限を過ぎてしまった方には、督促前に電話で連絡するなど、収納の確保に努めています。

●滞納圧縮への取組み

滞納とは、国税が期限までに納付されていないことをいいます。平成16年度(2004年度)末における滞納残高は約1兆8千7百億円(暫定値)となっています。滞納を放置することは、納期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間に不公平をもたらし、申告納税制度が目指す自主申告・自主納付という原則を揺るがしかねないことから、納税者の個々の実情も踏まえた上で、厳正な滞納処分に努めています。

国税が滞納となり、督促状による督促をしても、更に納付しょうようを行っても、なお納付されない時は、財産の差押えなどを行います。差押えの対象となる財産は、土地・建物といった不動産、預金や売掛金といった債権、あるいは動産、有価証券など、多様なものとなっています。しかし、納税者が災害や病気、あるいは経済的事情による休廃業など、一時的に納付が困難な場合には、納税を緩和する措置として、分割での納付を認めるなど、納税者の実情に即した対応を行います。

国税庁は、平成11年(1999年)以降、滞納の圧縮を当面の最重要課題の一つと位置付け、組織を挙げて滞納発生の未然防止に取り組み、また、滞納整理に当たっては、預り金的性格を有する消費税の滞納と大口・悪質な滞納に対して優先的・重点的な取組みを行うとともに、新規に発生した少額滞納事案については、納税コールセンターを活用するなど、効率的に整理促進を図っています。

また、滞納処分の執行を免れる目的で、財産を隠蔽したり処分するなどの特に悪質な滞納者については、捜査当局に対し、国税徴収法第187条の滞納処分免脱罪による告発を行っています。滞納処分免脱罪が適用されると、その行為者には3年以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられることとなります。平成8年(1996年)以降、5件告発しています。

●納税コールセンター

納税コールセンターでは、最新のコンピュータシステムにより自動的に滞納者へ電話をかけ、税務職員が、端末機画面に表示された滞納者情報を参照しながら、納付の催告を行っています。これまでの文書による催告と比較して、完納に至る割合は4～5倍に上がり、滞納整理の効率化に役立っています。納税コールセンターは、平成14年(2002年)に東京局に新たに設置、その後、順次、大阪局、関東信越局に設置し、平成16年(2004年)に全国に拡大しました。

租税滞納額等の推移

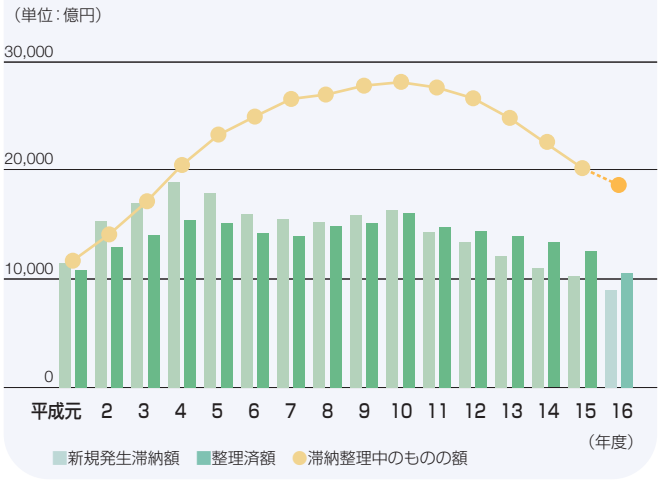

●効率的な債権債務の管理

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が集中して発生します。この債権債務を、的確かつ効率的に管理するため、昭和41年（1966年）からシステム化を図ってきました。平成13年（2001年）にKSKシステムが全国の税務署に導入され、統一されたシステムで債権債務を管理しています。

また、税金の収納については、所得税を中心に年間約4,000万件の納付があります。これまでは、その大半が金融機関の窓口で納付されていました。この大量に発生する収納を効率的に処理するため、申告所得税の磁気テープ交換による口座振替、いわゆる振替納税[1]を導入して事務作業の合理化を図るとともに、日本銀行による納付書のOCR処理[2]など金融機関や日本銀行との連携によって合理化を図ってきました。還付金の支払いについても、各税務署から書面で振込処理を行っていましたが、平成13年（2001年）に磁気テープによる還付金振込処理のペーパーレス化・集中化を開始し、効率的かつ迅速な処理を進めています。

e-Taxの導入によって、これまで税務署や金融機関の窓口でしか納付ができなかった税目についても、パソコンやATM等を使って納付が行えるようになり、一層効率的な事務処理が可能になりました。今後は、金融機関とも連携しながら、電子納税をより多くの納税者に利用していただくよう努めていきたいと考えています。

国税債権・債務の管理は、課税と徴収の要となるものです。今後とも、システムの高度活用により、迅速かつ的確な処理を行い、納税者に対する還付金の早期還付に努めるなど、サービス向上を図っていきます。

マルチペイメントネットワーク

金融機関では、ATMやインターネットを活用した銀行取引が盛んに行われる一方で、税や公金の納付については、従来、納付書や払込書を窓口に持ち込む方法しかありませんでした。金融機関では、納付書や払込書に記載された金額を領収し、納付書などに記載された情報をしかるべき収納機関に伝達する事務を行っていますが、金融機関と収納機関での収納に関する処理の多くが手作業で行われており、多大な事務量が発生していました。そこで決済手段の多様化による納付する方の利便性の向上と収納機関の事務の効率化を図るため、書面での情報伝達をオンラインで行えるよう、金融機関と官公庁、民間企業の収納企業が、平成12年（2000年）から税・公共料金収納のネットワーク化に向け協議を行ってきました。このネットワークはマルチペイメントネットワークと呼ばれており、また、このネットワークを利用した決済サービスをペイジー（Pay-easy）と言います。電子納税もこのペイジーを利用して収納が行われます。

マルチペイメントネットワークは、平成13年（2001年）10月から民間の料金収納について稼働を開始し、国税については、平成16年（2004年）6月から全国で利用が可能となりました。

1 振替納税は、納税者が予め指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して引き落とすという方法によって行われます。申告が一時に集中する申告所得税では、納付書を大量に金融機関に送付する必要があり、金融機関、税務署の双方で、その入出力事務に膨大な事務が必要となるので、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを記録した磁気テープを送付し、口座振替の処理を行って、その結果を送付した磁気テープに記録して返却してもらうという処理を行います。

2 OCR処理（光学式文字認識処理）とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、これによりペーパーレス化を図ることができます。

5 税理士の役割

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的使命を負っています（税理士法第1条）。

このため、税理士の業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談（税理士法第2条）は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならない（税理士法第52条）こととされ、いわゆる無償独占業務とされています。

申告者数が大幅に増加する等の中で、申告納税制度を適正かつ円滑に運営していくためには、納税義務の適正な実現を図るという税理士の役割はますます重要となってきており、期待も高まっています。そのため、新書面添付制度の推進に努めるなど、公共的使命を果たされている税理士に対しては、国税庁としても十分に尊重することにしています。他方、税理士法に違反する者に対しては厳正に対処することにしています。

●書面添付制度の推進

平成13年（2001年）5月の税理士法改正（平成14年（2002年）4月1日施行）により、税理士からの意見聴取制度が拡充され、新書面添付制度（税理士法第33条の2）が導入されました。この制度は、税理士が申告書の作成に関し、計算し、整理し、または相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者について税務調査をしようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、信頼される税理士制度の確立に結びつくものであり、ひいては税務行政の円滑化が図られることから、国税庁はこの制度を尊重し、推進に努めています。

●税理士法違反行為への対応

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、税理士会等との協議を行うなど、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士の非行の未然防止に努めています。

また、各種情報等の収集に努め、税理士法に基づく調査を的確に実施するなど、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては厳正に対処しています。

日本税理士会連合会

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務付けられている団体です。全国15の税理士会で構成されており、税理士会の会員数は、税理士約6万9,000人、税理士法人約900社となっています。

各税理士会では、①会員の資質の向上、業務の改善・進歩に資するための研修、②地方公共団体の外部監査制度やNPO法人の税務・会計アドバイザー等の公共的業務を通じた社会貢献、③小規模納税者等に対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

詳しくは、日本税理士会連合会のホームページhttp://www.nichizeiren.or.jpをご覧ください。

6 関係民間団体との協調

国税庁は、納税者に、申告納税制度の基本である正しい申告と納税を行っていただくために、正しい税知識の普及や公平な税負担の確保に努めていますが、あくまでも申告納税制度の主役は納税者です。

しかし、一般の納税者に、税法を隅から隅までご理解いただくことは、現実にはなかなか困難です。そこで、納税者を支えるために、関係民間団体からもご協力をいただいています。

●関係民間団体

国税庁は、税に関する情報を直接納税者に提供するだけでなく、青色申告会、法人会、間税会など、関係民間団体を通じて納税者に伝わるよう努めてきました。

また、これらの関係民間団体は、誠実な納税者の団体として正しい申告と納税の実現に大きな役割を果たしています。

青色申告会

青色申告会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的に、個人事業者を中心とした青色申告者が自主的につくった団体です。現在では、全国に約4,200の会があり、約109万人の会員を擁しています。各青色申告会では、会員に対する記帳指導や決算指導、研修会や会報誌による税知識の普及、また、会員以外の方への青色申告の普及など幅広い活動を行っています。

詳しくは、最寄の各地区青色申告会までお問い合わせください。

法人会

法人会は、帳簿の整備や税知識の理解と普及を図ることを目的として、自主的に結成された団体です。現在では都道県単位の連合会を含め全国に社団法人として483会を数え、会員数も約114万社となっています。各法人会では、役員や経営者、経理担当者などを対象とした税の講習会、研修会や地域社会貢献運動を展開するなど、納税意識の向上と企業経営、社会の健全な発展に貢献するための幅広い活動をしています。

詳しくは、(財)全国法人会総連合のホームページ(http://www.zenkokuhojinkai.or.jp)をご覧ください。

間税会

間税会は、間接税についての知識を習得し、申告納税制度における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与することを目的として、結成された団体です。現在は消費税を主とした間接税の納税者を中心に、全国に538団体、会員約10万5,000名を擁しています。間税会は、間接税の税制や税の執行の改善のための提言活動、消費税に関する税知識の普及活動や消費税滞納防止のための活動なども行っています。

詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ(http://www.kanzeikai.jp)をご覧ください。

納税協会

納税協会は、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体で、前述した青色申告会と法人会の両団体と同様の活動を行っています。税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税意識の向上を図ることを目的とし、83の納税協会の下、会員数は個人・法人合わせて約31万人社となっています。各納税協会は、税知識の普及等のため、税の広報活動や会員のニーズに応じた各種説明会・講習会や簿記教室の開催など、幅広い事業活動を行っています。

詳しくは、全納税協会のホームページ（http://www.nouzeikyokai.or.jp）をご覧ください。

納税貯蓄組合

税金を期限内に完納するためには、資金繰りなども考え、計画的に納税資金を貯蓄するように心掛けておくことが大切です。納税貯蓄組合は、日ごろから納税のための貯蓄を通じて期限内完納の継続を目指す人々が集まって組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、現在では7万8，000組合が組織されています。納税貯蓄組合は、納税資金の貯蓄を基にした所得税、個人事業者に関係する消費税と地方消費税の振替納税の推進、消費税完納推進運動に努めています。また、税法研修会を実施したり、中学生を対象にした税の作文募集を行ったり、税知識の普及と納税意識の高揚のために幅広い活動を行っています。

詳しくは、納税貯蓄組合のホームページ（http://www.zennoren.jp）をご覧ください。

関係民間団体の連携・協調の強化

関係民間団体においては、従来から国税局単位、税務署単位で連絡協議会等を設置して関係民間団体間の連携・協調を図ってきたところですが、近年、改正消費税への対応や電子申告の普及活動等、各関係民間団体の活力を統合して実施する方がより効果的な活動が増加してきたことに伴い、「税を考える週間」の各種行事の共同開催等、関係民間団体の共同事業を推進することにより、各団体間の連携・協調の強化を図っているところです。

法人会青年部によるe-Tax研修の様子

税を考える週間の新聞突出し広告

国際化時代の税務行政

各国の税務当局と協調を図るなど国際化時代に対応した税務行政を推進しています

経済・社会のボーダーレス化の一層の進展により多国籍企業等による国境を越えた多様な経済行動が生じ、これに伴い、一国の税制・税務行政の在り方が他国の税制・税務執行に大きな影響を与えるなど、税務行政を巡る環境は大きく変化しています。各国の税務当局にとって、このような環境の変化に伴い発生する、国際的な租税回避や二重課税のリスクの排除などが大きな課題となっています。このため、国際取引について各国共通のルールを整備し、各国税務当局間の協力や経験の共有を図るため、二国間ないし多国間で課税問題の処理について検討する場面も増えています。このような状況において国税庁は、各国との間で相互信頼・協力を強めつつ、税務行政の国際化に積極的に対応しています。

●共通の課税ルールの整備

近年、国際取引が増加し、またIT化などにより新たな取引形態が拡大する中で、各国の課税ルールが異なることがあります。たとえば、税務行政が二重課税リスクを十分に排除できなければ、円滑な取引を妨げ、ひいては国際取引を行う納税者のコンプライアンスの維持が困難になることもあります。そこで、各国の税務当局とともに国際取引に関する共通の課税ルールの整備に取り組んでいます。

①モデル租税条約の見直し等

OECD租税委員会を中心に、従来からモデル租税条約の見直しを随時行い、二国間で締結される租税条約の共通の解釈や基準や新しいルールづくりに取り組んでいます。例えば、国際的企業の子会社や支店が親会社や本店と異なる国にある場合、子会社や支店によって生じた所得の認定は、各国の税収の配分にかかわる問題であり、二重課税が生じる可能性があります。OECD租税委員会は、このような問題に関するルールの整備などについて検討作業を行っています。

②電子商取引への課税

IT化が進むにつれて、インターネットを利用した国際取引が急速に拡大しています。しかし、インターネット取引は、消費者の住んでいる国に、注文を受けたり代金の受払いを行う事務所がない場合でも、外国の本社に直接注文を行ったり、支払いは銀行の口座から引き落とす形で、決済を行うことも可能です。こうしたインターネットを通じた国際取引に関する国際的な課税ルールについて、OECD租税委員会や関連の国際会議において検討しています。

③有害な租税競争の排除

各国が外国資本を自国に誘致するために、金融・サービス産業などに対する税の過度の引下げ（税制上の優遇措置）を行うと、結果として労働、資産、消費に対する課税が相対的に重くなり、各国の財政基盤に悪影響を及ぼし、また、企業の投資行動にも歪みを生じることになります。そこで、OECD租税委員会は、このような行き過ぎた税の引下げ競争を行っている国・地域のリストを作成・公表することにより、その是正を図る努力を行っています。

国際会議の様子

OECDにおける議論：恒久的施設の帰属所得の算定

外国法人の支店等の課税に関しては、恒久的施設（Permanent Establishment：PE）に帰属する所得が課税所得となり、また、このPEに帰属する所得は独立企業原則によって決定する、という原則が確立しています。

しかしながら、このPEの帰属所得に係る独立企業原則に関しては各国によって捉え方が異なる場合があることから、現在、OECDではPEの課税所得の算定方法に関するプロジェクトを立ち上げ、共通のルールを形成するための議論が進められています。具体的には、移転価格税制における独立企業原則の適用指針であるOECD移転価格ガイドラインを、PEの帰属所得に係る独立企業原則にも適用し、PEの課税所得を算定することが検討されています。

これらの議論に関する中間レポートについては、OECDのウェブサイトhttp://www.oecd.org上で公開されています。

なお、このプロジェクトの成果としては、平成19年（2007年）1月までに上記レポートの最終版が公表されるとともに、この議論を反映したOECDモデル条約コメンタリーの改正が行われる予定です。

共通の課税ルールの整備や執行上の問題の議論―税務当局間の国際会議への参加

二重課税や租税回避スキームなどの国際課税問題、更に納税者サービスの向上やコンプライアンスの改善などの各国共通の問題に関して各国税務当局間で協力や経験の共有を図るため、我が国は積極的に税務に関する国際会議等に参加しています。主な多国間・二国間の国際会議は以下のとおりです。

アジア税務長官会議(SGATAR)

アジア地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換等を目的として、昭和46年(1971年)に設立された会議です。現在、13か国・地域の税務当局が加盟しています。なお、加盟国以外にも広く情報提供を行うことを目的に、我が国が提案した「加盟各国の税務行政等についての基礎データを共有するためのプロジェクト」により、加盟国の税務行政についての基本情報が共通の様式にまとめられました。現在、国税庁のホームページで閲覧できます。

最近では、平成16年（2004年）11月に第34回会議がオーストラリアで開催されました。

環太平洋税務長官会議(PATA)

環太平洋4か国（日、加、米、豪）の税務当局が参加する会合で、税務上の共通課題などについて意見交換を行うことを目的に、昭和55年(1980年)に設立されました。平成15年(2003年)3月には当会議の成果の一つとして、加盟国による移転価格調査を円滑に行うため、国際取引等に関する資料の統一的なリスト（PATA加盟国当局が示した移転価格調査資料の共通リスト）が作成・公表されたほか、平成16年（2004年）6月には、加盟国間での円滑な相互協議の実施のために、相互協議ガイダンス及び二国間事前ガイダンスが公表されました。これらは、国税庁のホームページでも日本語で閲覧できます。

最近では、平成16年10月に第26回会議がカナダで開催されました。

OECD租税委員会関係会議

OECDは、国際的に共通な課税ルールを整備する上で中心的な役割を果たしています。更に、税務行政上のさまざまな課題について検討部会を組織し、加盟国税務当局の専門家同士による意見交換を行って、各国の経験の共有化を図っています。平成17年(2005年)1月には、米国アリゾナ州において、主要国の税務長官の参加のもと、OECD税務行政アドバイザリーボード会合が開催され、納税者のコンプライアンス水準の評価・測定方法や、ITを活用した税務行政や納税者サービスの改善に関する知見や経験などについて、積極的な意見交換が行われました。

日中・日韓税務長官会合

近隣国であり、経済的なつながりが強い中国や韓国の税務当局とは、毎年両国の長官による二国間会議を開催しています。会議では、税務行政に関するそれぞれの関心事項について意見交換を行い、税務行政の相互理解と協力関係の推進を図っています。

最近では、平成17年（2005年）4月に、北京及び東京でそれぞれ開催されました。

●国際的な二重課税の防止
――租税条約に基づく相互協議の実施

国際取引において生じた所得がどの国に帰属するのか、その解釈が国によって異なる場合は、移転価格課税や源泉所得課税等を通じて企業が二重課税を受けるリスクが高まります。このような二重課税については、租税条約に基づいて、税務当局間で相互協議を行うことにより、その解決を図っています。

企業活動の国際化が進展することにより、こうした国際的な二重課税のリスクが高まってきており、相互協議が必要な事例は年々増加しています。最近では、移転価格課税について、納税者の予測可能性の確保、二重課税のリスク回避を目的とした二国間事前確認（Bilateral Advance Pricing Arrangement: BAPA）に係る事案も増加しています。また、協議相手国の数も増えてきており、特に件数の増加が予想される中国をはじめとするアジア地域など、これまで我が国との相互協議の経験が少なかった国との協議事案が発生しています。

国税庁では、これら相互協議事案の適切で迅速な解決に向け、各国税務当局間の協力関係を一層深め、より効率的に協議を進めるように努めています。

なお、国税庁では、我が国の事前確認制度について納税者に理解を深めていただき、同制度の利用を更に推進することを目的として、「事前確認の状況（APAレポート）」（国税庁のホームページに掲載しています）を平成15年（2003年）に引き続き、平成16年（2004年）9月にも発表しており、今後とも納税者に対して情報提供に努めていきたいと考えています。

相互協議事案の事案タイプ別件数

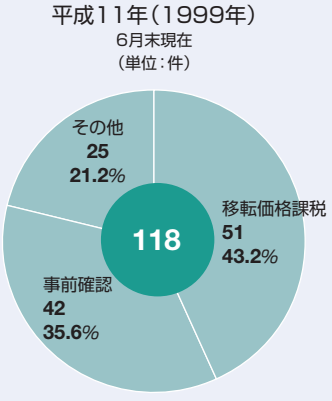

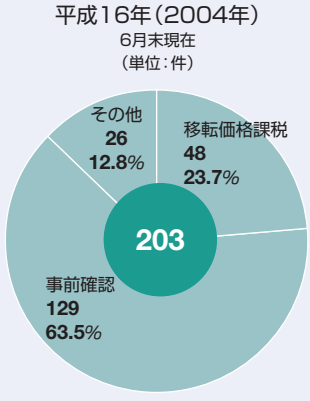

●国際的な租税回避への対応
――租税条約に基づく情報交換

国際取引に関する二重課税リスクが高まる一方で、租税条約の特典を濫用した租税回避スキーム等により、どこの国からも課税を受けない課税の空白が発生する問題も生じています。こうした国際的な租税回避を防止し、自国の課税権を確保するために、各国はそれぞれ国際課税に対する取組みを強化していますが、経済活動が国際化している状況の下で、適正な課税を実現するためには国外の情報を適切に収集することが不可欠です。そこで、各国税務当局は、租税条約に基づいて必要な情報を提供し合うなど、協力関係を深める努力を行っています。こうした国際的な情報交換に積極的に協力していくため、平成15年度（2003年度）の税制改正により、租税条約に基づいて相手国からの情報提供要請があった場合に迅速に対応できるよう、新たな質問検査権を創設しました。

国際課税の問題は、従来は「どの国が課税するか」という課税権の調整の問題でしたが、現在では、「どこの国からも課税されない」租税回避スキームへの対処が重要な問題となっています。各国税務当局の会合でも、「どこの国においても課税されないような巧妙な租税回避スキーム」は、二重課税排除の問題と同様に各国が協力して取り組んでいくべき課題である、という共通認識が得られています。

新日米租税条約の適切な運用

企業が国際的な経済取引を行っている場合には、各国の税制の違いにより、二重課税が生じることがあり、これを排除するため租税条約が結ばれています。我が国はこれまで45の条約を締結しています。

平成16年(2004年)3月に批准された新日米租税条約は、旧日米租税条約の内容を全面的に改めるものです。日本と米国の緊密な経済関係を背景として、積極的に投資交流の促進を図り、併せて租税回避防止のための措置をとることなどを定めています。

例えば、米国の子会社から受け取る配当や米国企業から受け取る使用料については、これまで米国で源泉徴収課税されていましたが、OECDモデル条約の考え方にならって、この投資先の国での課税が免除されることとなっています。また、日米租税条約の適用が本来予定されていない第三国居住者による条約の濫用を防止するための規定など、これまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれています。

この新日米租税条約は、源泉徴収に係る租税については平成16年（2004年）7月1日に支払われるべき所得から、申告所得に係る租税に関する所得については平成17年（2005年）1月1日以後開始される課税年度から適用されています。この新条約を適切に運用していくことは、適正・公平な課税を実現する上で、非常に重要であると考えています。

開発途上国に対する知的支援

開発途上国における税制及び税務行政を改善・向上させることは、財政基盤の改善を通じてこれらの国の経済発展に貢献することとなります。また、課税ルールについて開発途上国と我が国の税務当局が共通の認識を持つことにより、国際的な課税問題の発生が未然に防止されること、相互協議などが迅速に進展することなどが期待できます。こうしたことから、中国やASEAN諸国などへの専門家派遣や、国内における研修の実施など、開発途上国に対する知的支援に積極的に取り組んでいます。

1 専門家の派遣

(1)長期専門家の派遣

日本の国税庁の実務や経験などを紹介し、その国の税務行政の改善策について助言するなどの知的支援を実施するため、国税庁の職員を国際協力機構(JICA)の長期専門家として、開発途上国の税務当局に常駐派遣しています。平成8年(1996年)からインドネシア、平成14年(2002年)からマレーシアに各1名派遣しており、また平成17年(2005年)からフィリピン、ベトナムにも派遣する予定です。

(2)短期専門家の派遣

開発途上国の税務当局からの要請に基づき、税務行政等の改善を指導する専門家として、国税庁の職員を短期派遣しています。平成16年度(2004年度)は、中国、カンボジア、マレーシア、ラオス等へ派遣しました。

2 国内における研修の実施

(1)国際税務行政セミナー(ISTAX)

国税庁では、政府開発援助(ODA)の一環である国際協力機構(JICA)の集団研修プログラムの一つとして、アジア、アフリカ、中南米、中近東、オセアニア、東欧の税務職員を対象に、国際税務行政セミナーを実施しています。このセミナーには、一般コース(昭和43年(1968年)設立)と上級コース(昭和49年(1974年)設立)があり、それぞれ講義、討議、視察等を実施しています。

国際税務行政セミナーは、日本の税制・税務行政に関する専門知識・技術を移転し、開発途上国の税制・税務行政の改善に資するとともに、セミナーの実施を通じて日本の税務行政に対する理解者を参加各国に養成し、相互の友好関係を促進することを目的としています。

(2)外国税務職員に対する短期研修(国別税務行政研修)

外国の税務当局からの要望に応じて、中国、ベトナム、モンゴル、カンボジア等の税務当局の職員に対して、国際協力機構(JICA)などの協力の下に、日本の税務行政・税制等を紹介する短期研修を国別に実施しています。

(3)国税庁実務研修

世界銀行の奨学金制度などに基づき、慶応義塾大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学、一橋大学、早稲田大学の各大学院修士課程に留学している開発途上国の税務職員を主な対象として、税務大学校において実務に即した研修を実施しています。財政、税制、税務行政等に関する知識・能力の習得を図り、各国における税務行政の向上に資することを目的として平成8年(1996年)4月から開講しています。

権利救済

「異議申立て」「審査請求」「訴訟」。納税者の正当な権利・利益を救済するための制度です

税務調査により更正処分などを受けた場合に、税務署と納税者との見解が対立し、納税者がその処分に不服がある時は、直接裁判所に訴訟を提起する前に、行政部内でこれを再審理する制度があります。この制度は納税者の正当な権利や利益を簡易に、かつ迅速に救済するための手続きで、「異議申立て」と「審査請求」があります。

処分に対して不服がある納税者は、まず異議申立てを税務署長などに起こすことを原則としています。一方、審査請求は、税務署長などからは独立した専門機関である国税不服審判所長に対して行うものです。

更に、国税不服審判所長の裁決を経た後の処分に納税者が不服がある時は、一般の行政事件の場合と同様、裁判所に対して訴訟を起こすことができます。

●異議申立て

異議申立ては、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が、行政庁である税務署長などに対して、その処分の取消しや変更を求める手続きであり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

近年、経済取引の広域化、国際化などによる異議申立事案の複雑化に伴い、異議申立てに関する事実や法令解釈の困難なものが増加しています。このような状況に対応するため、国税庁は各国税局に審理課・審理官を設置し、また各種研修を通じて、調査能力に加え審理にも精通した職員を養成するなど、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できる体制づくりに努めています。

国税庁は、このような異議事務を的確に行うことに努め、調査段階において、全国各地の納税者が適正・公平な課税の適用を受けられるよう、税法の正確な解釈に基づく全国均一的な執行に取り組んでいます。

異議申立ての3か月以内の処理件数割合及び異議申立処理件数

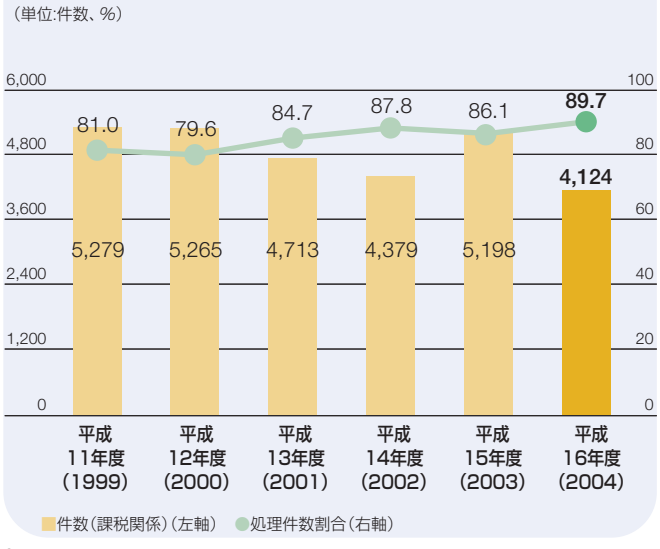

納税者の不満への対応

国税庁に対しては、更正処分の不服、異議申立てだけでなく、職員の応対や調査の仕方などについて、納税者から不満や注文、批判、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者のさまざまな不満に正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応に努めています。また、平成13年(2001年)7月からは納税者支援調整官を置き、納税者からのさまざまな不満のうち、その権利、利益に影響を及ぼすものについて、権利救済手続きを説明するなど適切に対応しています。

不服申立制度と訴訟の関係

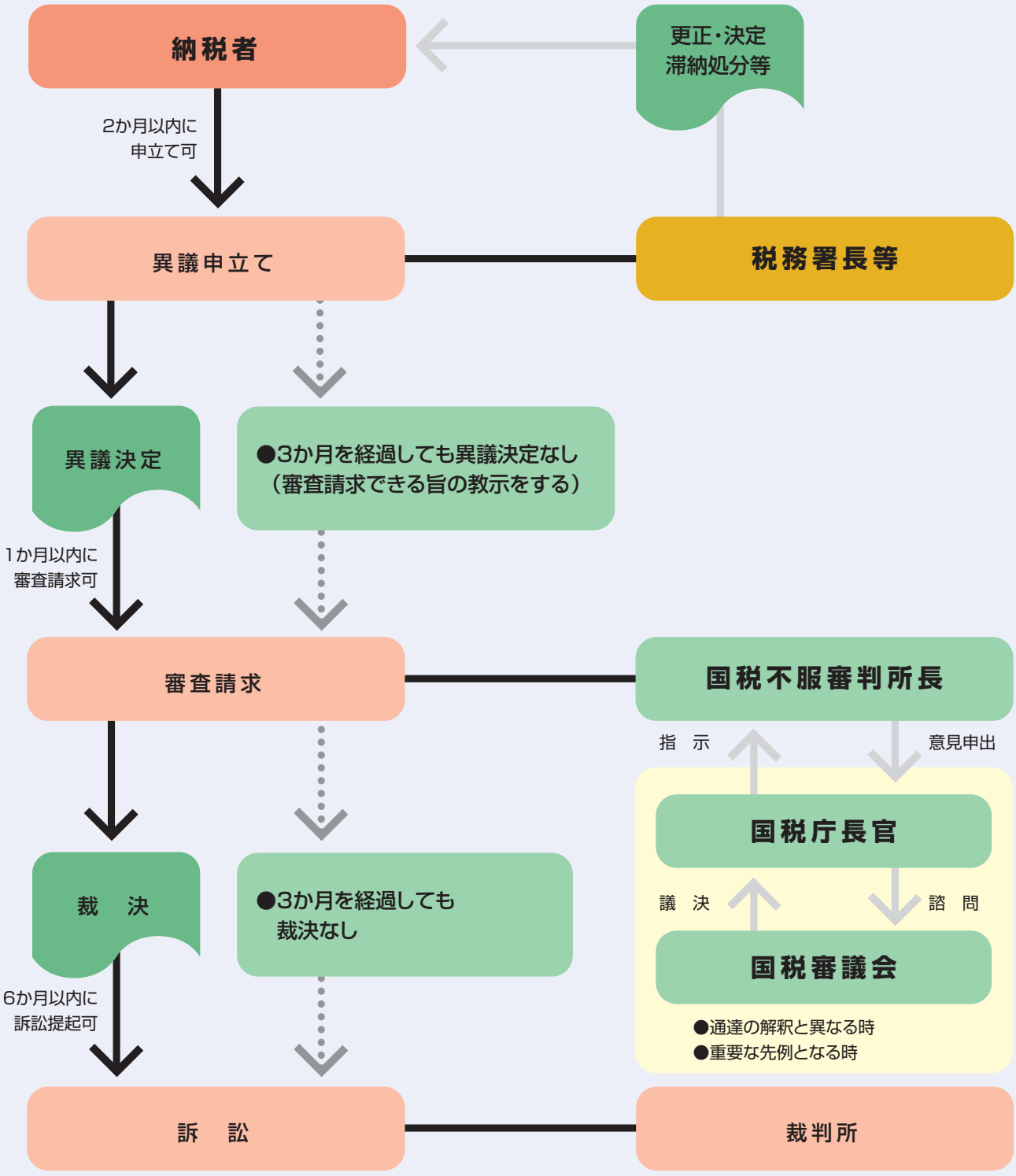

●審査請求

次に、上記の異議申立てに対する税務署長などの決定になお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対し「審査請求」を行うことができます。

国税不服審判所は、国税局や税務署から独立した第三者的な立場で納税者の正当な権利や利益を救済する機関です。そこでは専門的な知識と豊富な経験を持った国税審判官、国税副審判官、国税審査官が公正な立場で調査、審理に当たっています。なお、国税不服審判所長、東京と大阪支部の首席国税審判官などには、裁判官、検察官が就任しています。

国税不服審判所は、審査請求人や税務署などと早期に接触し、双方の主張を十分把握した上で、当事者双方の主張を整理した「争点整理表」を作成して早期に争点を明確化します。その上で、争点について、双方の意見・主張を十分に聞き、必要に応じて自ら調査を行って、納税者の正当な権利・利益を簡易かつ迅速に救済するように努めています。

審査請求の1年以内の処理件数割合及び審査請求処理件数

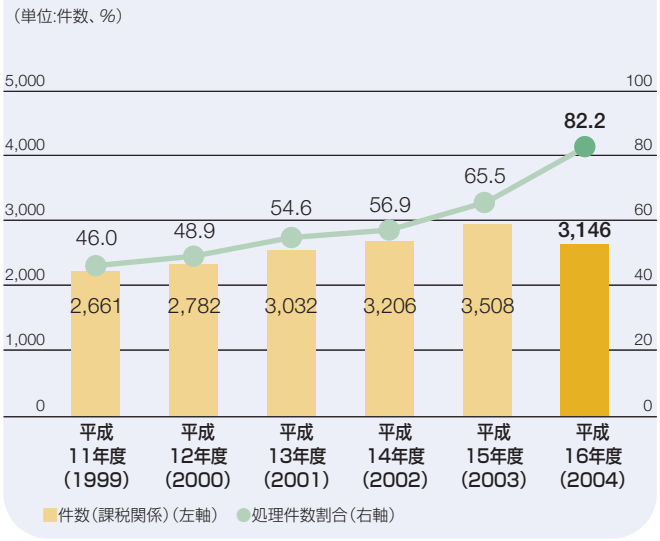

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分以上に納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、国税庁としての最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があっても訴訟を起こすことはできません。

●訴訟

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服がある時は、裁判所に対して訴訟を起こすことができます。国税庁としても、日々変化する社会経済情勢の中で生じるさまざまな税務上の問題について、裁判所から示された判断を受け止め、税務執行に反映させています。

●権利救済の状況

異議申立てについては、3か月以内の処理を目指しており、その処理件数割合は近年8割前後で推移しています。平成16年度(2004年度)における課税関係の異議申立処理件数は4,124件で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部または一部が認められた割合は約14.8%です。審査請求の裁決は、現在、原則一年以内に終えるよう努めています。平成16年度における課税関係の審査請求は3,146件で、このうち請求の全部または一部が認められた割合は約15.5%です。

課税関係の訴訟について、平成16年度における提起件数は457件です。また、訴訟終結件数は387件であり、このうち納税者の主張の全部または一部が認められた割合は、約14.0%となっています。

なお、国税庁や国税不服審判所は、権利救済制度に関する納税者からの理解を得るため、裁決事例などの情報をホームページを通じて提供しています。

酒類行政の取組み

国税庁は、酒類業の健全な発達を目指して施策を展開しています

酒税は、明治政府設立以降、地租とともに大きな財源となり、一時地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税等の直接税のウェイトが高まり、平成16年度（2004年度）においては、租税収入等の合計に占める割合は3.6%（1兆6,570億円）となっています。しかし、景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも我が国の税体系において重要な役割を果たしています。

酒類業界は、2,838の製造業者と16万3,211の販売業者（平成15年度〈2003年度〉末）からなり、その95%超が中小企業により構成されています。

酒類業を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展、国民の食品の安全性に対する関心の高まりや生活スタイルの多様化、未成年者飲酒問題への対応、酒類販売業免許の規制緩和といったことから、大きく変化しています。

国税庁では、こうした社会経済情勢の変化に対応して、消費者、製造業者、販売業者全体を展望した総合的視点から、酒類業の健全な発達の促進を図っています。

●酒類産業の活性化のための取組み

酒類産業の活性化のためには、消費者の視点に立ち、良質で安全な酒類を生産し、流通段階において適切な品質管理を行い、消費者に提供することができるよう、酒類の製造から販売までの各段階及び行政が連携して取り組んでいくことが重要です。

このため、消費者の意見に積極的に耳を傾け、酒類業界に情報提供するとともに、小売段階における酒類の表示及び品質・安全性のチェックを行っています。

また、海外において、日本食に対する関心の高まりなどに伴って日本産酒類の需要が増加してきていることから、酒類業者に対して輸出に必要な手続き等の情報を提供するなど、輸出の拡大を側面的に支援しています。

更に、酒類業者に対して、自らの経営上の問題点の認識を促す取組みや、経営上の成功事例を情報提供するなどの取組みを行っています。

●経営活性化支援等

中小酒類業者の経営を活性化するため、酒類小売業については、経営改善計画の実施、円滑な転廃業を支援する措置として、研修会・個別相談会の開催、設備資金の低利融資制度の創設、転業等支援相談サイトの開設、モデル事業の指定などを実施しています。清酒製造業と酒類卸売業については、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営基盤強化事業への取組みなどに対し、各種支援を行っています。

●公正な取引環境の整備

酒類業を巡る公正な取引環境の整備[1]については、国税庁の「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」（指針）と公正取引委員会の「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（酒類ガイドライン）等の広報活動を、公正取引委員会と連携して行っています。

1 仕入価格を下回るなど不当に安い価格で取引する「不当廉売」や、特定の取引先にのみ不当に有利な条件で取引する「差別対価」などの不公正な取引方法等を排除し、自由で公正な競争が行われるよう指導等を行うことをいいます。

こうした中、酒類業界でも、自主的に「公正取引遵守宣言」を行い、実績の自己評価を公表するなどの取組みを行っています。

酒類業の健全な発展のためには、公正な取引環境の確保が重要であり、「指針」及び「酒類ガイドライン」を積極的に広報していくほか、取引状況等実態調査の充実に取り組みます。

●独立行政法人酒類総合研究所との連携

国税局鑑定官室では、酒造メーカーへの技術指導や酒類の安全性のチェックなどを行っています。更に、酒類の品質の向上や安全性の確保のために必要な新しい醸造技術や分析手法に関する研究・開発など、国税庁だけでは対応できない高度な技術的問題については、独立行政法人酒類総合研究所[1]と情報交換しながら対応し、酒類業の健全な発展のために連携して取り組みます。

●社会的な要請への対応

未成年者の飲酒防止等の社会的な要請に応えるため、平成15年(2003年)、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の改正により、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任することが義務付けられました。同時に、酒類小売業者は、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければならないとされました。また、酒類の陳列場所に「酒類の売場である」、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」といった表示が義務付けられました。

社会的要請への対応については、酒類業界だけではなく、家庭、学校、地域社会、行政、それぞれの取組みが重要であり、関係省庁、酒類業者等との連携・協調を図りつつ取り組んでいます。

●免許の厳正・的確な審査

酒類業では、酒税の確実な徴収と消費者への円滑な転嫁のために免許制が採用されています。最近では、消費者の利便性の向上を図るため規制緩和も進めており、「規制緩和推進3か年計画」(平成10年〈1998年〉3月閣議決定)に基づき、小売業免許について、距離基準[2]を平成13年(2001年)1月に廃止するとともに、人口基準[3]を段階的に緩和し、平成15年(2003年)9月に廃止しました。他方、規制緩和に伴い、酒類の需要に対して供給能力が著しく過剰となっているといった地域については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に基づいて緊急調整地域に指定し、平成15及び16免許年度[4]について、小売業免許の付与を制限しています。

小売業免許の申請に対しては、平成15年の酒税法改正により追加された、未成年者飲酒禁止法違反の有無等の要件について、厳正・的確な審査を行っています。

1 日本で唯一の酒類に関する業務を行う独立行政法人です。酒類に関する研究、品質評価、情報の提供、講習等を行っています。
2 免許の申請者が販売場を設けようとする予定地が、既存の酒販店から一定の距離に満たない場合には、新規に免許を付与しないとする規制をいいます。
3 地域における既存の酒販店1店舗当たりの居住人口が、一定の数を超えない場合には、新規に免許を付与しないとする規制をいいます。
4 「免許年度」とは、9月1日から翌年8月31日までをいいます。

独立行政法人酒類総合研究所

酒類総合研究所は、明治37年（1904年）に大蔵省醸造試験所として東京・滝野川に設立され、平成13年（2001年）4月に国税庁醸造研究所から独立行政法人に移行しました。酒類にかかわる我が国唯一の総合的研究機関として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現のための高度な分析・鑑定とともに、酒類に関する研究・調査や中小酒造メーカー向けの講習、消費者向けの教養講座なども行っています。また、清酒、焼酎、ワインなどの各種の酒類の造り方と商品知識を一般向けに分かりやすく紹介した情報誌「お酒のはなし」も発行しています。

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ（http://www.nrib.go.jp）をご覧ください。

酒類業組合法に基づく組合

酒類製造業者・販売業者は、酒税の保全と酒類取引の安定を目的とした「酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法）」に基づいて組合を組織しています。各組合では、国税庁、国税局及び税務署と連携した酒税の保全のための事業、組合員の共同の利益を増進するためのさまざまな事業を行っています。

酒類産業の現状と将来展望

日本の社会経済情勢の変化

社会情勢の変化

健康・安全性指向の高まり

食生活の変化

生活様式の変化

人口減少社会の到来

経済情勢の変化

規制緩和の進展

デフレ化・賃金の伸び悩み

国際化

現状

製　造

●品質水準の確保の問題

低コスト・低価格酒類の増加

●構造・経営戦略上の問題

零細・ぜい弱なメーカーの存在

過剰供給

過度の競争

卸　売

マージンの低下（収益構造の変化）

機能性の低下

小　売

組織小売業の台頭

一般酒販店の減少

酒の扱いに不慣れな業者の参入

飲食店

酒類の不適切な管理

商品情報の不足

消費者

品質・価格への疑問

行政や業界における取組み

将来像

製造

●品質水準の確保・向上への対応策

・高付加価値化のための研究
・消費者が安心して選択できるような品質評価制度の検討
・地域ブランドの確立を支援

●構造・経営戦略上の問題への対応策

・過剰設備の解消
・経営の自己診断、分析指導
・輸出の振興

製　造

高品質・付加価値の高い酒類の製造
適正な経営戦略

量から
質への転換

製造
卸売
小売

●製造・卸売・小売の生販三層を通じた指導

・公正取引の推進
・市販酒の品質チェックの強化
・専門家による研修
・意見交換会の開催

卸　売

卸売機能の発揮による適正マージンの確保とマーケットの育成

卸売
小売

●販売業の課題への対応策

・公正取引の推進
・品質管理・サービス等の向上
・経営支援措置の充実・利用促進等
・未成年者飲酒防止等の社会的要請への対応
（厳格な酒類販売管理、酒類の表示基準の見直し、
酒類自動販売機の撤廃への取組み、年齢確認の徹底）

小　売

多様なサービス提供等による差別化
社会的要請に対応した販売管理

飲食店
消費者

●消費者の視点に立った対応策

・安全でおいしい飲み方提案等の情報発信・啓発活動
・料飲店における品質管理等の実態把握
・消費者サイドに立った酒類の品質チェック・表示
・消費者相談窓口の設置等
・きき酒会等の開催

飲食店

安全でおいしい酒類の提供
適切な商品情報の提供
飲み方の提案等の情報発信

消費者

酒類に対する正しい知識
酒類の文化性の意識

将来に向けた取組み

税務行政を取り巻く環境の変化への対応

現在我が国は、かつてない速さで少子・高齢化が進んでおり、高齢化に伴い貯蓄率が著しく低下しております。また、人口動態から見るとおそらく今年が人口のピークとなり、来年以降は人口減少に転ずることが見込まれるとともに、いわゆる「右肩上がり経済」は終焉を迎え、こうした社会を支えるための税制の見直しも進行しています。

また、企業や家族のあり様が大きく変化してきており、日本型雇用慣行にゆらぎが見られ、働き方や家族のかたちも多様化してきています。

更に、アジア諸国の経済発展や経済のグローバル化により、個人や企業の国境を越えた活動が広がりを見せ、対内・対外直接投資の増加や国際的租税回避スキームの巧妙化が進んでいます。

行政改革が継続する中で定員については厳しい状況が続く一方、消費税の事業者免税点の引下げや年金課税の見直し等に伴う申告者数の増加、調査・徴収事務の複雑・困難化、国税の職場環境の変化等、税務行政を取り巻く環境は、質的にも量的にも一層厳しさを増しています。

このような厳しい状況の中で、引き続き、国民の負託に応えていくためには、職員が意欲を持って働ける職場環境づくりに配意しつつ、国税庁に課された適正かつ公平な税務行政の推進及び納税環境の整備に、従来以上に効果的・効率的に取り組むことが必要であると考えられます。

このため、国税当局、申告納税制度の趣旨に沿って納税者、公共的使命を有する観点から税理士について、それぞれの役割を再整理し、限られた資源を効果的・効率的に配分しながら、メリハリのある税務行政を行っていく必要があります。これにより、十分な調査・徴収事務量を確保し、納税者のコンプライアンスの維持・向上を図っていくとともに、納税者サービスにも配意していくことが重要と考えます。

具体的には、以下の事項について広く見直しを行っています。

●納税環境の整備

申告者の増加に対応して、納税者が自ら税額を計算して申告・納税する申告納税制度の趣旨に沿って納税者サービスを再構築していく必要があります。このため、国税庁では、国税庁ホームページの充実などにより、納税者への税務情報の提供を拡充するとともに、電子申告・納税システム（e-Tax）、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の充実等、ITを活用した申告・納税を推進することにより、申告・納税の手段の多様化に努めています。また、効率的な税務相談体制の構築に向けた検討を進めています。

●内部事務の基本的見直し

税務署における内部事務については、国税庁の事務が納税者の権利・義務に直接影響を及ぼすものであることに十分な配意をしながら、IT化に対応した事務の見直し（事務の統合・合理化、集中処理等）や、職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化の徹底等により、効率化、スリム化を促進していくこととしています。

●調査・徴収事務の基本的見直し

納税者のコンプライアンスの維持・向上のため、税務調査や滞納整理を、更に効果的、効率的に実施していく必要があります。そこで、国際的な租税回避スキームや電子商取引などの先端分野への対応を充実させるとともに、国税組織全体を通じた調査・徴収事務の基本的な見直しを行っています。

他方、申告納税制度を支える税理士の公共的使命にかんがみ、税理士法に基づく書面添付制度の育成等に努めています[1]。また、納税者が自己の経済活動についての税金の問題が事前に予測が可能となるよう、事前照会への対応の充実や移転価格に関する事前確認制度の活用を推進しています。

●国税職員の職場環境の整備

職員が意欲と希望を持って職務に精励できる職場環境づくりを進めており、子育てと仕事の両立という視点に立った職場環境の整備を行うため策定した「国税庁特定事業主行動計画」の推進、環境の変化に対応した研修制度の見直し等を行うこととしています。

以上の諸施策を推進するために、限られた定員の最適配分、定量的効果を踏まえた予算配分、適材適所の人事配置に、より一層努めていきます。

子育てと仕事の両立に関する支援策

国税庁では、平成15年(2003年)7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年(2005年)2月10日に公表(国税庁ホームページ)、4月1日よりスタートしたところです。

我が国は、先進国の中でも少子化の速度がとりわけ早く、労働力人口も平成17年をピークに減少することが予想されています。一方で、高齢化の進展によりピーク時には国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者という本格的な高齢社会の到達が見込まれています。したがって、今後、我が国においては、男女を問わず生涯を通じてできるだけ長期にわたり社会に出て働くことが必要となります。とりわけ、30歳代前後の女性労働力率が他の先進国と比べ特に低いことを踏まえれば、今後、我が国の経済・社会活力を維持していくためには、女性が安心して子どもを産み、子育てと仕事の両立を実現できる環境整備を更に図る必要があります。

国税庁の職員約5万6,000人のうち約13%は女性職員であり、また、平成16年度(2004年度)における女性の新規採用職員の割合は約3割を占めており、国税庁における女性職員の在職割合は年々増加しています。こうした中、国税庁の中で子育てと仕事が両立できる職場環境を整備することは、国全体として男女共同参画社会を実現していく上で、大きな影響を与えるものと考えられます。

したがって、「国税庁特定事業主行動計画」の実効性ある推進は国税庁としての社会的責務であるとの認識のもと着実な実施に努めていきたいと考えています。

1 27ページ「税理士の役割」を参照。

税務行政を取り巻く環境の変化と国税庁の対応について

我が国の人口構成の急激な変化＝「人口減少社会・超高齢化社会」

労働力人口の減少　　家計貯蓄率の低下

右肩上がり経済の終焉→更なる行財政改革の要請
税制改革の要請＝元気な人々皆で支える税制
（→所得税の課税最低限の引下げ、消費税の免税点の引下げ等）
行政改革の要請＝スリムで効率的な政府の実現

上記の環境変化により　定員増加の困難化　申告者数の増加　課税・徴収事案の複雑、困難化

上記の内外の厳しい環境の中で、引き続き、国民の負託に応えていくためには、職員が意欲を持って働ける**職場環境づくり**に配意しつつ、国税庁に課された**適正かつ公平な税務行政の推進**及び**納税環境の整備**に従来以上に効果的・効率的に取り組むことが必要。

このため、
○**税務当局**、申告納税制度の趣旨に沿って**納税者**、公共的使命を有する観点から**税理士**について、それぞれの**役割**を再整理した上で、

納税環境の整備

○基本的視点
申告者数の増加に対応した申告納税制度の趣旨に沿った納税者サービスの再構築

（1）情報提供のIT化の推進
国税庁HPやタックスアンサーの充実、メールマガジンの活用
（2）申告手段の多様化、IT化の推進
e-Taxの導入、HPの確定申告書等作成コーナーの充実
（3）確定申告期の対応
①申告相談の日曜日（2日間）実施（閉庁日対応）
②申告相談における自書申告の一層の推進
（4）税務相談体制の効率化に向けた検討
税務相談のあり方に関し、税理士との関係も含め、対応すべき相談の範囲や体制について整理、見直し

内部事務（総務関係事務を含む）の基本的見直し

○基本的視点
適切な事務運営の確保に配意しながら、IT化に対応した事務の見直しや、職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化の徹底等により効率化、スリム化を促進

（1）内部事務の効率化等
内部事務の一元化・集中化の試行による内部事務の効率化策の検討
（2）総務関係事務の効率化等
会計、厚生、給与等関係事務のIT化、局集中化、アウトソーシング化の推進

諸施策の推進のために、限られた定員の最適配分　定量的効果を踏まえた予算配分　適材適所の人事配置　に更に努める。

KSK（国税総合管理）システムのリプレース

アジア諸国の経済発展、会計基準等のグローバル化

日本型雇用慣行のゆらぎと働き方の多様化
家族のかたちの多様化など

グローバル化の進展
→対内直接投資や対外直接投資の増加
国境を越えた人の移動の活発化
会計基準の国際的相互浸透
国際的租税回避スキームの巧妙化

国税の職場環境の変化（女性職員・子育て中の職員の増加、若手職員の意識変化）が更に加速化

○税務当局が実施すべきものについては、**国税庁**、**国税局（間）**及び**税務署（間）**において、それぞれが果たすべき機能を再構築し、

○IT化に対応した事務の見直し及び職員以外で実施可能な事務のアウトソーシング化等を推進。

調査・徴収事務の基本的見直し

○基本的視点
納税者のコンプライアンス維持・向上のため、調査・徴収体系の基本的見直し等により、更に効果的、効率的に調査・徴収事務を実施

（1）調査・徴収事務の充実
局署の役割分担等を踏まえた調査・徴収体系の基本的見直しの検討
（2）公共的使命を有する税理士の役割
新書面添付制度の育成等
（3）先端分野等に対する対応
①国際的租税回避スキームへの対応等の国際課税の充実
企業活動等の高度情報化への的確な対応
②連結納税制度への的確な対応
③納税者の予測可能性の確保
・事前照会に対する対応の充実
・移転価格課税に関するAPA（事前確認制度）の活用

国税職員の職場環境の整備

○基本的視点
職員が意欲と希望を持って職務に精励できる職場環境づくり

（1）男女共同参画社会実現のための取組み
①女性職員の能力適性を生かせる人事政策の推進
②子育てと仕事の両立の観点から「国税庁特定事業主行動計画」の推進
（2）若手職員に対する指導育成策の充実
（3）取り巻く環境の変化に対応した研修制度の見直し
（4）執務環境の整備（狭あい庁舎の増築、喫煙室の整備等）
（5）税務大学校の研究機能の強化

また、政府全体の取組みとして「業務・システムの最適化計画」の策定（平成18年3月）
（平成22年度目途）に向け計画を実現

●業務・システムの最適化計画

国税庁では、従来から、税務行政の諸課題について検討を重ね、実現可能なものについては改善を図ってきました。政府全体の取組みとして平成15年(2003年)7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、情報通信技術(IT)を最大限に生かした業務の効率化、納税者サービスの向上、更には調査・滞納整理事務などの充実を図ることとし、平成17年(2005年)6月に「国税関係業務・システムの見直し方針」を策定し、公表しました。(詳細はhttp://www.nta.go.jp/category/topics/data/h17/4115/01.htm参照)

業務・システムの見直しにおいては、次の4点を理念として検討を進めていくこととしています。

(1)業務の効率化・合理化を図るため、税目別の事務処理から機能別の事務処理への見直し、また、その事務処理に適応したシステムへの移行など、業務・システムの抜本的な見直しを行い、税務行政の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求する。

(2)納税者の視点に立ったIT活用による納税者利便性の向上を更に推進する。

(3)IT活用による調査・滞納整理事務の高度化を図る。

(4)システムの安全性・信頼性及びセキュリティの確保に万全を期しながら、上記(1)から(3)までの見直しとともに、経費削減を図る。

この見直し方針を踏まえ、具体的な見直しの時期や経費、業務処理時間の削減効果等も盛り込んだ「国税関係業務の業務・システムの最適化計画」を、平成18年(2006年)3月までに策定し、公表することとしています。

システムコストの削減と透明性の確保

国税庁においては、経済取引の複雑化・広域化、情報化など税務行政を取り巻く環境の変化に対応するとともに電子申告や電子納税等の税務行政のIT化を支える情報通信基盤として国税総合管理システム(KSKシステム)を導入しています。

KSKシステムは、平成15年(2003年)7月に政府全体の取組みとして決定された「電子政府構築計画」の中で「レガシー(旧式)システム」と位置付けられ、コストの削減、調達の透明性の確保等の観点から見直しを行うこととなりました。

国税庁では、平成16年(2004年)4月までに外部専門家による刷新可能性調査を実施するとともに、この調査結果を踏まえ、①システムの効率性・経済性、②システムの安定性・信頼性の確保、③セキュリティの確保、④調達の透明性の確保に向けた取組みを実施することとし、その取組みとして、プロジェクトマネジメント業者の導入、一般競争入札の拡大、オープンシステム化の推進、KSK端末機やOCR機器の汎用製品化、外部と接続しないネットワーク構成によるセキュリティの確保など、さまざまな取組みを行っています。

資料編

page 48 租税収入・予算
page 49 申告・課税状況
page 50 調査状況
page 51 査察
page 51 滞納圧縮
page 52 権利救済
page 53 税務相談
page 53 国際課税
page 53 納税者満足度

＊どの期間の計数であるかは、各計表の標題もしくは右上に表示した。
「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示す。また、「○年分」とは、所得税確定申告などの○年（暦年）分申告を示す。
＊「その他」には、物品税などの滞納整理分などが含まれる。

租税収入・予算

平成15年度（2003年度）租税及び印紙収入予算・決算額

（百万円）

税目		予算額	決算額
一般会計分	源泉所得税	11,241,000	11,392,631
	申告所得税	2,569,000	2,521,976
	法人税	9,114,000	10,115,194
	相続税	1,351,000	1,442,531
	地価税	1,000	298
	消費税	9,489,000	9,712,817
	酒税	1,733,000	1,684,183
	たばこ税	917,000	903,158
	揮発油税	2,133,000	2,182,106
	石油ガス税	14,000	14,272
	航空機燃料税	88,000	90,950
	石油石炭税	450,000	478,339
	自動車重量税	741,000	767,086
	関税	808,000	802,860
	とん税	8,000	8,809
	その他	－	113
	印紙収入	1,129,000	1,165,079
	小計	41,786,000	43,282,403
地方道路税		303,500	308,731
石油ガス税（譲与分）		14,000	14,272
航空機燃料税（譲与分）		16,000	16,536
自動車重量税（譲与分）		371,000	383,543
特別とん税		10,000	11,011
原油等関税		38,000	42,140
電源開発促進税		368,500	366,328
揮発油税		703,300	703,300
たばこ特別税		246,300	241,106
総計		43,856,600	45,369,370

平成16年度（2004年度）国税庁予算額

（百万円）

項目		予算額
一般経費	KSK関係経費等	59,569
	納税者利便向上経費*1	10,510
	国際化対策経費	704
	職場環境整備経費*2	6,890
	税制改正関係経費	3,200
	税務諸用紙・通信費	21,198
	庁局署一般経費*3	41,579
	税務大学校経費	2,785
	国税不服審判所経費	483
	酒類総合研究所経費	1,196
	小計	148,115
人件費		569,512
国税庁予算合計		717,627

*1「納税者利便向上経費」には、電子申告システム整備費、申告書作成コーナー・タッチパネル関連経費が含まれている。
*2「職場環境整備費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれる。
*3「庁局署一般経費」には、アルバイト賃金、旅費、記帳指導謝金、広報広聴に関する経費などが含まれる。

申告・課税状況

所得税納税者の状況

（平成16年分〈2004年分〉）

（万人）

①総人口	12,762
②就業者数	6,316
③所得税の確定申告数*	2,167
④還付申告*	1,082
⑤納税申告*	744
⑥申告納税者のうち給与所得の源泉所得税のある者	291
⑦給与所得者数	4,161
⑧給与所得者のうち年末調整のみによる納税者（⑦−⑥）	3,870
⑨納税者数（⑤＋⑧）	4,614
⑩納税者割合（⑨/②）	73.1%

*③、④及び⑤は、平成16年分（2004年分）の速報値である。他は平成15年分（2003年分）計数である。

源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

所得等区分	源泉徴収義務者数（千件）	税額（億円）
給与所得	3,883	94,461
退職所得	−	3,319
利子所得等	43	6,577
配当所得	127	10,437
特定口座内保管上場株式の譲渡所得等	2	367
報酬・料金等	3,151	10,452
非居住者等所得	24	3,726
合計	−	129,340

*源泉徴収義務者数は、平成16年（2004年）6月末現在の計数である。

法人数の状況・法人税の申告状況

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

法人数	2,920 千件
申告件数	2,727 千件
申告割合	89.6 %
黒字申告割合	30.8 %
申告所得金額	388,968 億円
申告欠損金額	284,585 億円
税額	99,503 億円

*法人数は、平成16年（2004年）6月末現在の計数である。

【相続税の課税状況】

（平成15年分〈2003年分〉）

死亡者の数	1,014,951 人
課税対象となった被相続人の数	44,438 人
納税者数（相続人の数）	133,999 人
課税価格	103,582 億円
税額	11,263 億円

【贈与税の課税状況】

（平成15年分〈2003年分〉）

課税人員	403,651 人
取得財産価額	23,081 億円
税額	877 億円

＊ 相続時精算課税分を含む。

【消費税の課税状況】

（平成15年分〈2003年分〉）

		納　付（千件）	還　付（千件）
申告件数	個人	430	15
	法人	1,546	85
	合　計	1,976	100
税　額		94,814 億円	16,737 億円

【酒類の課税状況・生産状況】

（平成15年度〈2003年度〉）

区分	生産量（千kl）	課税額（百万円）
清酒	601	106,450
合成清酒	34	4,965
焼酎	923	211,296
みりん	105	2,308
ビール	3,959	870,306
果実酒類	80	6,304
ウイスキー類	80	32,397
スピリッツ類	47	5,418
リキュール類	595	51,939
雑酒	2,549	328,180
合　計	8,974	1,619,562

調査状況

申告所得税の調査状況

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

	件　数（千件）	申告漏れ所得金額（億円）	1件当たり（万円）	追徴税額（億円）	1件当たり（万円）
実地調査	70	5,068	723	1,071	153
簡易な接触	728	4,024	55	237	3
合　計	799	9,093	114	1,307	16

＊「簡易な接触」とは、電話または納税者の来署を求めて申告の是正を行うことをいう。

源泉所得税の調査状況

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

接触件数（千件）	非違件数（千件）	追徴税額（億円）
173	45	684

法人税の実地調査状況

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

	件　数（千件）	申告漏れ所得金額（億円）	1件当たり（千円）	追徴税額（億円）
法人全体	115	13,373	11,654	3,201
調査部所管法人	4	6,091	137,521	1,303

消費税の調査状況

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

	件　数（千件）	申告漏れのあった件数（千件）	追徴税額（億円）	1件当たり（万円）
個人	34	24	162	48
法人	103	54	510	49

相続税の実地調査状況

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

件　数（千件）	申告漏れのあった件数（千件）	申告漏れ課税価格（億円）	1件当たり（万円）	追徴税額（億円）	1件当たり（万円）
13	11	3,860	3,444	840	749

法定資料収集枚数

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

（千枚）

給与源泉徴収票	19,407
利子支払調書	780
配当支払調書	3,931
公的年金等の源泉徴収票	29,754
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	8,553
株式等の譲渡の対価の支払調書	10,899
その他	28,620
合　計	101,944

査察

査察調査の状況

（平成16年度〈2004年度〉）

着手件数（件）	処理件数（件）	告発件数（件）	脱税額（総額）（億円）	脱税額（総額）1件当たり（千円）	脱税額（告発分）（億円）	脱税額（告発分）1件当たり（千円）
210	213	152	282	132,509	247	162,370

大口事案の状況

（平成16年度〈2004年度〉）

告発件数（件）	うち脱税額3億以上（件）	うち脱税額5億以上（件）
152	17	6

告発事件の税目別状況

（平成16年度〈2004年度〉）

税　目	件数（件）	脱税額（総額）（億円）	脱税額（総額）1件当たり（千円）
所得税	43	55	126,900
法人税	98	155	158,060
その他	11	37	339,423
合　計	152	247	162,370

滞納圧縮

1億円以上の滞納整理中のものの業種別状況

（平成16年度〈2004年度〉末）

業　種	人員（人）	人員（%）	税額（億円）	税額（%）
製造業	72	4.0	165	3.4
販売業	120	6.6	401	8.3
不動産・建設業	500	27.6	1,269	26.2
料理飲料業	92	5.1	168	3.5
金融業	39	2.1	110	2.3
その他の事業	451	24.9	1,195	24.7
その他	538	29.7	1,527	31.6
合　計	1,812	100.0	4,835	100.0

*「その他の事業」とは、病院（医師）、サービス業、レジャー産業等をいう。「その他」とはサラリーマン、年金所得者等をいう。

【差押えの状況】

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

	滞納者数（人）	物件数（件）	評価額（百万円）
動産	347	109,618	2,766
債権	35,890	48,476	151,766
不動産等	9,296	37,370	235,460
その他	4,750	83,659	2,809
合計	50,283	279,123	392,801

権利救済

異議申立ての状況

区分	非違件数 ①（件）	異議申立件数（件）	新規申立件数 ②（件）	割合②/①（%）	処理済件数 ③（件）	請求容認件数 ④（件）	割合④/①（%）	割合④/③（%）
課税関係	284,000	6,613	5,156	1.8	5,198	817	0.29	15.7
徴収関係	－	471	417	－	417	0	－	－
合　計	－	7,084	5,573	－	5,615	817	－	14.6

審査請求の状況

区分	非違件数 ①（件）	審査請求件数（件）	新規請求件数 ②（件）	割合②/①（%）	処理済件数 ③（件）	請求容認件数 ④（件）	割合④/①（%）	割合④/③（%）
課税関係	284,000	6,157	3,260	1.1	3,508	815	0.29	23.2
徴収関係	－	298	187	－	213	3	－	1.4
合計	－	6,455	3,447	－	3,721	818	－	22.0

訴訟事件の状況

区分	非違件数 ①（件）	訴訟件数（件）	第一審提起件数 ②（件）	割合②/①（%）	終結件数 ③（件）	敗訴、一部敗訴件数 ④（件）	割合④/①（%）	割合④/③（%）
課税関係	284,000	834	226	0.1	355	48	0.02	13.5
徴収関係	－	165	66	－	114	4	－	3.5
合計	－	1,007	297	－	473	53	－	11.2

(1)「①非違件数」は平成15事務年度の下記の計数である。
　「課税関係」は、申告所得税（譲渡所得分を含む）、源泉所得税、法人税、消費税及び相続税の実地調査を行った非違件数の合計である。
(2)異議申立て及び審査請求の計数は平成15会計年度の計数である。
(3)訴訟事件の計数は平成15会計年度の審級別合計の計数である。
(4)訴訟事件の「合計」欄の計数は、審判所に関するものを含めている。

税務相談

税務相談室における税務相談の受理件数及びタックスアンサーの回答件数

（平成16年度〈2004年度〉）

（千件）

税務相談件数	所得税	1,505
	法人税	204
	資産税	733
	消費税	121
	その他の間接諸税	46
	徴収	46
	その他	231
	計	2,886
タックスアンサーの回答件数		26,962
合　計		29,848

相談の多い項目上位5位

〔面接・電話による相談〕（平成16年度〈2004年度〉）

（千件）

順　位	税　目	項　　目	
1	所得税	申告義務・申告手続き等	258
2	所得税	所得区分・計算	136
3	所得税	申告書・決算書等書き方	128
4	所得税	医療費控除	122
5	所得税	還付申告	113

〔タックスアンサー〕（平成16年度〈2004年度〉）

（千件）

順　位	税　目	項　　目	
1	所得税	医療費を支払ったとき（医療費控除）	898
2	所得税	医療費控除の対象となる医療費	555
3	所得税	配偶者特別控除	442
4	所得税	マイホームの取得と所得税の特例（住宅借入金等特別控除）	351
5	所得税	配偶者控除	346

税務相談室における苦情事案の受理件数

（平成16年度〈2004年度〉）

（件）

所得税	643
法人税	448
資産税	104
消費税	98
その他の間接税	24
徴収	88
その他	376
合　計	1,781

国際課税

【海外取引の把握状況】

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

海外不正所得件数	83 件
海外不正所得金額	109 億円

【移転価格の執行状況】

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

処理件数	62 件
課税所得金額	758 億円

納税者満足度

（平成15事務年度〈2003事務年度〉）

（%）

項目		上位評価割合
職員の応接態度		79.8
税務署の利用しやすさ		55.7
国税の広報に関する評価		27.9
国税の広聴に関する評価		59.7
税務相談室における相談満足度	面接	88.8
	電話	67.1

*上位評価割合とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合を示す。

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

（訓令の目的）

第1条　この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

（国税庁の所掌事務）

第2条　国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

（事務の実施基準）

第3条　国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

（準則）

第4条　国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配意しつつ事務を行うものとする。

一　内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ　納税環境の整備

(イ)　申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ)　納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ)　租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ　適正かつ公平な税務行政の推進

(イ)　関係法令を適正に適用すること。

(ロ)　適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ)　期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ)　納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二　酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ　酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ　酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三　税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

（別表省略）